

第 4 1 8 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日（月）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日、第 4 1 8 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 7 名

1 番	平 岡	武	1 0 番	広 岡	史 郎
2 番	難 波	靖 通	1 1 番	吉 識	定 和
3 番	宮 内	富 夫			
4 番	釜 坂	道 弘（早退）	1 3 番	松 岡	秀 人
5 番	北 山	孝 彦	1 4 番	富 田	昭 市
6 番	福 永	繁 一	1 5 番	小 國	正 子
7 番	小 林	博	1 6 番	日 野	虔 介
8 番	石 野	光 市	1 7 番	高 井	國 年（早退）
9 番	東 森	修 一	1 8 番	宇 崎	壽 幸

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 係 長 澤 田 和 也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	岡 本 裕	技 監	樋 口 和 夫
会 計 管 理 者	田 郷 正 則	総 務 課 長	牛 尾 敏 博
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	志 水 清 二
住 民 生 活 課 長	尾 崎 吉 晴	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ く り 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	後 藤 守 芳	水 道 課 長	豊 國 明 紀
社 会 教 育 課 長	高 井 紳 一	学 校 教 育 課 長	山 口 省 五

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 閉会中の所管事務調査申出
- 第 5 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 総括質疑
- 日程第 2 委員長報告・質疑
- 日程第 3 討論・採決
- 日程追加 動議

日程追加 追加議案
日程第 4 閉会中の所管事務調査申出
日程第 5 一般質問

1. 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は17名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
会議を始める前に、2日目の答弁の訂正の申し出がございますので、許可をいたします。
- 副 町 長 失礼をいたします。
もちむぎ食品センターへの貸付金、金銭消費貸借契約書案に対する双方代理について、民法第108条の規定に抵触するのではないかと吉識議員の御指摘に、調査研究する旨、答弁していました。
このたび、一定の見解が得られましたので、御報告申し上げるとともに、資料として提出していました契約書案の差替えをお願いするものであります。
従来から、学説として代表と代理とは異なるため、団体の機関である代表と団体とは別人格である代理を分けて考え、代表には民法第108条は適用されないという考えがありました。この考え、学説に従って各自治体の実務をしてまいりました。
近年、最高裁判決で団体の代表として行う行為にも民法第108条の規定と類推適用、代表代理とは別のものであるが、民法第108条の定められている全体的な目的と個別具体的な案件の実情を考慮して代理についての定めを代表にも適用することとされたため、学説の考え方は考え方として、森林組合法のように適用除外の条文のある場合を除き、実務は代表にも民法第108条が適用されるものとして行えることになりました。
今回の契約書案については、町の予算を執行するに当たり、金銭消費貸借契約を締結するものであり、地方自治法では、民法第108条を排除する特段の規定を設けていませんので、地方公共団体の締結する契約にも民法第108条の規定は適用されないことになります。
契約の取り扱いでは、いずれかの当事者を町長としないで契約を締結すればよいとされ、もちむぎ食品センターの社長は1名でかわりとなる人がいない関係で、町の側で町長以外の者に契約締結権限を委任すれば有効な契約を締結することができることとなります。
きょうお示しをしています資料、金銭消費貸借契約書案に表記していますように、町側の臨時代理人として福崎町長嶋田正義、代理、副町長橋本省三となります。
以上の見解の報告及び資料を差替えますこととお詫びいたします。
- 議 長 それでは、付託をしておりましたすべての案件につきましては、それぞれの委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長あてに提出されております。よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

日程第1 総括質疑

- 議 長 それでは、日程により本定例会に上程されました議案について、総括質疑に入

ります。

議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、御質疑をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、質疑がございましたらどうぞ。

1 0 番 もちむぎの19期決算報告についてお尋ねいたします。

先般の定例会2日目の質疑におきまして、議会事務局備えつけ資料の数字の間違い点並びにもちむぎの在庫について資料の提出を求めまして、この度、提出されております。それについて若干お尋ねしたいと思います。

まず、このたびの追加資料を見ておりますと、まず最初のページに、株式会社もちむぎ食品センターの預貯金等の内訳書、期末手元の現金が修正されております。若干ですが、26円、修正されております。これは私も総務文教常任委員会のあと、またきょうこれがなければ聞こうと思っておったんですが、これとか、それから、売掛金一覧の資料についても販売店の金額のところで訂正をされて決算報告書の数字が正しいと訂正されております。

決算の数字というのは、あるいは予算の数字というのは町長もこれは釈迦に説法かと思いますが、予算は1,000円単位でこのぐらいで、予算の枠取りをしますということでもありますね。ところが、決算は1円単位できちっとすることになっています。これはもう町長にこんなこと言うのは、ほんとに釈迦に説法なんです、そんな中で、この備えつけ資料のまず内訳書が皆違っている。これはちょっとおかしいじゃないかと。決算いうのは、8月31日に、例えば今、現金が何ぼある、預貯金が何ぼある、残ってる材料が何ぼあるをまずずっと書いて調べて、それでこの内訳書をつくって、この合計を決算するわけでしょう。ところが、この内訳書が違って、決算の方が合っているというのは、これはとりあえずこういうふうにしなければならないかもわかりませんが、私は、食品センターの事務ですね、経費も含めた事務のやり方がおかしいんじゃないかと。そういうのをきちっと指導するのは、やはり社長にその責務があると思うんですが、このあたり数字が、去年もそうやったですね。出すたびに違っている。どういうふうに思われます。

町 長 もう全く申しわけないということに尽きます。

これまでも1円違って、随分御指摘をいただいて、その上については反省を加えてきたわけでありましてけれども、今回もこういうふうになってしまったことを私の指導不足であり、職員の注意も同時に不足していたということに尽きるわけです。

しかし、職員を責められるというよりは、本来私が責められるべき指導責任があると考えております。間違っていたことについては申しわけないとお詫びを申し上げます。

1 0 番 わかりました。じゃあ気をつけていただきますようにするとともに、次に、1ページの右側に、もちむぎの在庫管理について資料が出ております。これは19期末、翌日20期の初日の日、20年9月1日に在庫検査をしているということで、在庫について若干お尋ねをいたします。

まず、上の福崎ライスセンター、昨年の表もありますか、担当課長。ことしの1月17日に説明いただいた資料と比較もしたんですが、福崎ライスセンターのもちむぎ製粉工場に原麦用として17年産が27袋、810kg残っております。これは昨年の分ですね、ことしの1月17日に報告をいただいた在庫の分でもあります。

ところが、その下の市川町農業倉庫を見ますと18年産が減っております。

ということは、１７年度産の市川町農業倉庫のが消費、一応在庫がはけて、１８年度産も一部使われていると、製粉の方へということになりますね、当然。

ところが、その１７年産、製粉工場の一番そばに置いている２７袋が変わってないと。まずこれから製粉するべきじゃないかと思うんですが、していない理由をまずお尋ねいたします。

産業課長 前期におきまして１７年度産が製粉工場にございました。当然その分につきまして、早く処理をしていくべきものでありましたが、これにつきましては、１７年度産の分につきまして、昨年度あったものが先に当然処理をしております。

今期の場合に冷温倉庫の方にも１７年度産があったということでございます。前回のときには、福崎ライスセンター、また、市川の倉庫等につきまして在庫の量が違っておりました。それにつきましては、今期におきましてその管理方法を変えております。昨年度におきましては、前回御質問もありましたが、種子等につきまして数え間違いと言いますのは、前回の分のときには種子という紙の名札がございました。それが横に張ってあったということで、そのまうのみにして数を数えてしまった。また、１パレットにつきましても５段積み、６段積みがあったことを確認せずにそのまま１パレットを３０袋ということで数を数えてしまいました。

そういうことから、今期につきましては、ライスセンター、市川の倉庫につきましても管理体制を整えまして、現在では移動票をかちとつけまして、１パレットにつきましても３０袋を１パレットとするということで確認をとりまして、数の管理を行っているところでございます。

１０番 管理をしてることなんですが、１月１７日の修正の資料で、昨年１２月のちょうどこのとき、総括質疑で、在庫の資料を出されて、その日はなくて、またそのあとの一般質問で、たまたまもぎむちについてということでとってありましたので、一般質問のところで在庫の計算が数字が合わないということを指摘しまして、１月１７日にもう一回訂正をされて数字が違っていましたということで、今期、在庫棚卸しの数の間違い分を決算の方で修正されいますね、１６３万１,６８２円。

それはあとで聞きますが、これを去年のと今年のを比較してますと、ライスセンターの冷温倉庫１４度の分は１７年度産６０袋が４０袋に減っています。これは、冷温倉庫ですから品質変わりませんので、まだ４０袋残ってまいすが、これはいいと思うんですが、その一番上の製粉工場、これは常温だと思うんですが、そこに置いている１７年度産が全然数が減ってない。それで市川町農業倉庫の１７年度産は３６０袋はもうなくなっている。つまり１９期で使用された。それから、市川町農業倉庫の１８年度産、１８期末１,２５６が１,１０６と、１８年度産も使用されてると、一部ですね、１５０袋ほど。そんな中で、一番古いと思われるもちむぎ製粉工場の１７年度産２７袋８１０ｋｇ、これもきちっとお金を払われて仕入れされたと思うんですが、この分が移動してないというのは何か理由があるのかなと思ひましてお尋ねしておるわけですが、これはどういうふうに把握。当然ことは９月１日の在庫管理の検査をして、その分は何で残ってるかというのにも確認されたと思うんですが。きちっと出ませんか、理由は。

産業課長 先ほど言いましたように、数の間違いという管理上の問題がちょっとございまして、１７年度産が実質は残っておったということで、１７年度産から今、使用しているところでございます。

１０番 一応トータルで残っておったという理由ですが、これについては数がぴたっと

合ってますし、わざわざ27袋そのまま昨年とことしと同じですので、使っていないということですね。しかも製粉工場に一番近くにあるのを忘れていたということはないと思いますので、これが逆に言うと、もう古くて使えないのではないかと、かびが生えてというのは悪くとれば心配もしますので、輸入米でいろいろ問題があったですね。臭いについては製粉してしまうと、当然、粉にも臭いがつくし、その辺も含めて、この件は調べてといてくださいね、きちっと。

それから、その市川の農業倉庫で19年度産が2,440袋になってますが、19期において19年度産の麦は、まだ18年度産で1,000袋以上残ってますので消費されてないわけですね。19年産は19期の最後の方で支払いもされてますし、当然使われてないと思うんですね。使ったら減ると、たとえ一つでも使ったら減るわけなんですけど、課長。ことしの1月17日の資料で、市川農業倉庫の19年度産、パレットの数が間違っていたと報告されましたね。在庫数が違っていると。ことしの1月17日時点では、19年産は何袋でいうことで訂正の報告されたか、今ここに資料ありますか。

町 長 資料を探すのに暇がかかっているようでありますから、質問の趣旨を、休憩を取ってきちっと聞いて答弁をさせますので、その点、御了解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議 長 しばらく休憩します。

◇

休憩 午前9時50分

再開 午前9時55分

◇

議 長 会議を再開いたします。

産 業 課 長 前回の資料の訂正につきましては、現地で確認した時に報告と現実に違いがありましたので、訂正をさせていただいているものでございます。

1 0 番 じゃあ、昨年のもち麦の管理状況、訂正になっている分と、今年の9月1日の両方見ていただきたいんですが、19年度産に関しまして、当初30袋掛ける72段で2,160袋、プラスその下の段30袋掛ける9段。それを30袋掛ける72段が、実は30袋掛ける60段だと。だから2,160袋が1,800袋だったという報告ですね。そうですね。

それから、その下、30袋掛ける9段プラス4袋、これもおかしい。小学生でもできると思いますが、30掛ける9段は何ぼですか。だから30袋掛ける9段プラス14袋だったら、1段が30袋ですから、30以下ですから合うんですが、どちらが正しいのか、これも確認していただきたいと思いますが。

ところが、この訂正で合計しますと2,165袋プラス284袋、2,444袋が、実は上が1,800袋と284袋で合計2,084袋となりますね。ことしの9月1日の市川農業倉庫の19年度産の種子の数を見てください。まだ2,444袋に戻っているじゃないですか。もちむぎが勝手にふえたり、消えたり、あらわれたりするわけですか。数を間違えていたと言って、それでわざわざ決算で棚卸期末のが違ってということで単価掛けて振替損あげておるわけでしょう、これを中心に。それと、上の製粉の数も15kgと30kg間違えて訂正されていますが。これ一番大事なところなんですけど、ちゃんと管理をしてることなのか。もちろん9月1日に行ったということは、これほんとに2,444袋あったんですか。それともことしの1月17日の報告がでたらめだったんですか。きちっとここのところの数が大事なところですので、決算も全部違ってきますので、きちっとした答弁をお願いします。

産業課長 昨年につきましては、現地での報告の数のレッテルが張られておりました。それに基づいて数を確認させていただいたということで、数字をうのみにしておった部分が多々あったのかと反省をしております。

本年につきましては、当然かちっと、現地でも先ほど言いましたように、トレイ数がきちっとして整理をさせていただいておりますので、本年につきましては精査をかちっとしております。

1 0 番 いや、ということは、町長、お気付きと思うんですが、昨年2,444袋の資料で出まして、間違うてたということで越年して1月17日に再報告いただきましたね。それで棚卸しが違ってたと。それについては、この19期で修正しますということで認めて、2,444袋を2,114袋ですか、これで修正されとるわけでしょう、決算で。振替損で棚卸しの数が違ったということで。それがやっぱりもともとあったんですということになれば、この決算書そのものが違うじゃないですか。在庫が合ってるのか、決算書が違うのか、これははっきりしてもらわないと前へ行かないと思うんですが。

町長 私の理解は、私が一つ一つ検査を倉庫に行ったわけではありませんで、それは監査委員、あるいは職員等がきちきち、今回については一袋一袋検査をいたしまして、その数字に基づいて決算報告をつくったと理解をしております。

そして、昨年度と数字が違っているということにつきましては、昨年度の報告の中にいろいろの経過、例えば段数とかほんとに一つ一つ当たって計算をしない中での報告があったために間違っていたということであるわけでありまして、その点についてはお詫びを申し上げなければならないと思います。

今度の監査に当たりましては、職員及び監査委員が一袋一袋検査をいたしまして、その数字に基づいて本年度の決算書をつくらせていただいておりますのでございまして、それが間違っているとなりますと、それは大変なことになりますけれども、そうした実態の数字を把握しながら決算書をつくらせていただいたということでございます。

1 0 番 それでは、担当課長は、もちむぎの方の役員も兼ねて、たびたび行かれてよく御存じと思いますが、在庫管理、数量管理ですね。特に倉庫の管理、製粉工場への移動数、年度産、その辺がほんとにきちっとこれができているのかどうかと、昨年からのを見まして心配するんですが、どういうふうに改善された点も含めてあれば、一遍詳しく説明をお願いします。

産業課長 当然この在庫管理につきましては、農協の倉庫をお借りして農協の方に通常は管理をしていただいているところでございます。先ほど言いましたように、お詫びいたしましたように、昨年度はその紙につきましても、その紙に数字が打ってあったということで、その数字をうのみにしておりました。

本年につきましては、先ほども言いましたように、各年度に移動票をつけております。移動したときには年月日、それから、移動者の名前を記入するという形で現在は管理を行っているところでございます。

1 0 番 そういうて、これが間違えていましたと、数をきちっとしますということで1月18日、この今の答弁は1月17日もあったわけですね。間違うてましたと、これからきちっと管理しますというて、ほんとの数字はこれですと言われたのが、その在庫が1,800袋プラス284袋で2,084袋です。それで数が違うからということで、営業外損益で特別損益の部で特別損失あげてあったと思うんですが、どっちが正しいのか、ほんとの数字は。やっぱり2,444袋あったんだったら、1月17日の修正の報告がまたでたらめだったということになりますし、それから、決算書7ページ、特別損益の部、特別損失163万1,682円、これはど

こからきた数字なんですか。その辺を整理したいと思いますので、報告をお願いします。私は、その棚卸の数が違っていたという棚卸の修正分だと理解しておるんですが。

産業課長 昨年の方につきましては、当然、現地確認させていただいた中で、この数字を確認していたということでございます。本年につきましては、この表のとおりでございます。倉庫の管理につきましても、昨年は複数の方で管理をされていたということで、今期につきましては、本年に入りまして1人の方に総括管理をしていただいているということでございます。

160万円の特別損失につきましては、前期の棚卸資産修正損ということで、もちむぎの棚卸の訂正分でございます。

1 0 番 今の答弁ではちょっと納得できないんです。修正して2,444袋やったのが、実は違ってましたと。1月9日、見に行ったら。それでこんな数でしたと言って修正を受けて、それがまたもとへ戻ってるということなんですが、このもちむぎの19年度産のほんとの在庫は、もちむぎは減らしてもまた勝手に増えるんですか。倉庫で自動的に発芽してふえて、じゃあ営農組合に頼まんでも増えるてくる。そのところをはっきりしてください。

町長 数字につきましては、今回はきちっと実数を当たった結果としてはじいております。そして、その決算報告書というのは、昨年度の決算報告書の差で実数のいろんなもろもろの在庫数を勘案しながら、それに基づいて修正させていただいたものであります。

したがいまして、今回が一番正しい数字でありまして、その間、昨年度の12月の本会議で行った数字、それも残数の間違いでありますとか、あるいは市川の倉庫にあたり、こちらの冷温倉庫にあたりというふうにはばらばらに在庫が保管されていたという状況のもとで、もしその数字が間違っておるとすれば、そういう数字の中でしっかりと昨年も数えたつもりでありますけれども、1月17日の数字と違うというのであれば、そのときに数え間違いか錯誤が生じておったということでありまして、今回の決算については一袋一袋当たっておりますので、その数字に基づいて決算書を作成しているということでございます。

1 0 番 じゃあ今からスタートというふうな感じの在庫の管理ということになりますが、本来ですと、こういうのは一番大事なところですので、これをもとにして商品をつくってもちむぎ食品センターが成り立ってますので、営農組合が汗水流してつくられた分です。きちっと管理を今後していただくように。

それと、結局、昨年度は17日に全員協議会だったですけども、議会へ出す資料というのは、これが違ってる、あのときまた違ってたのと、度々、前の資料が違っていただけでは、私ども、もちむぎ食品センターの数字、決算数字、数量数字、一番基本のところは信用できないということになるわけです。

それと、棚卸で種子の分が消えておりますが、種子はどういう動きで、これは今回1月17日の報告で、17、18、19年度と30袋ずつ計上があったが、消えておりますが、どういう動きでなっておりますか。

産業課長 この種子の動き、種子が前回資料にあがっておったが、今回は消えてるということでございますけれども、当然種子でございますので、次の年の作付につきましては、新しい種子を使用しております。

また、お詫びでも言いましたけれども、種子につきましては、種子という張り紙等をうのみにして、この分が種子であるということで数えてしまった。種子を出荷したときに、その紙を隣のところに張っていたのかもわかりませんが、その分を種子で数えてしまったということでございます。現在では、種子は種子

として別管理をしておりますので、今回は消えているということでございます。

- 1 0 番 今の課長の答弁をこっちの方で善意に解釈すれば、19年度産、昨年の種から順番にことしの作付、もう既に蒔かれていますね。21年産になる分は、もう既にこの秋に胚珠されていますね。ということは、それからもう使われてるということですね。

じゃあ、それはいつ営農組合、生産者組合に渡されて、その引き渡し単価、その売り上げはどこに入っているのか確認をしておきたいんですが。

産業課長 種子の単価につきましては、1袋3,000円で営農組合の方に販売をいたしております。決算書の6ページの売上高の中に含まれているものでございます。

- 1 0 番 どの売上高に含まれていると今おっしゃいましたか。資料探してましたので、聞きそびれました。再答弁をお願いします。

産業課長 損益計算書、決算書の6ページ、損益計算書の売上高の方に含んでおります。

- 1 0 番 じゃあ、この分は今回の産業課資料の売上高、1億6,729万6,008円の中に入っていると言われたのですね。説明資料の3ページの累計の売上高合計、売上高という真ん中の表の累計の一番上が18期実績、それから19期目標、19期実績で1億6,729万6,008円。この分は下の販売店、売店、通販、レストランの合計ですね、僕は計算してないですけど。この販売店、売店、通販、レストランのどこにその原麦が含まれているのですか。

産業課長 この中の販売店の中に入っております。

- 1 0 番 販売店ということは、どこかのお店を通して出したということになりますね、原麦を。この中にも営農組合長さんもおられますし、聞いたらわかるんですが、その理解でいいわけですね、ほんとに。販売店というのは、あくまでどこかお店を通してですね。直営というのは売店ですね。

それと、もう一点理解できないのが、もち麦は備え付け資料の36ページにもち麦生産補助金フローがありますね。これで生産者への助成金として食品センターから3,750円一袋出されてますね。3,750円払って、今度3,000円もらって原麦を渡すと。普通だったら最低限、種はあんたところでもってくださいということで、同じ値段にするのが最低限のサービス。普通ならこれをつくって、営農組合は売り上げで儲けるんですから、正規の値段で。普通、農協の米だと普通の米より高いんです、きちっと管理してるからということで、種子は。その種子のいきさつと流れについて、どこに計上されて、どういう単価の設定でこういうふうに渡されるのか。あるいは生産組合とそういう話になっているのか。それに対して生産組合はそんだけ3,000円払ったということに対して、さらに営農対策からまだ補助金が出てるんじゃないですか。営農対策の方からの補助金もまだあったとすれば、ほとんど格安の値段でされてる。

町長 もちむぎ食品センターにつきましては、平成2年に発足をいたしました。そのときに農業振興、商業振興、そして特産品の拡大ということでありました。

したがいまして、そのときに、どこでどう麦をつくっていただくかという話し合いは十分なされておったものと私は理解しているわけでありまして。もち麦の取れ高が低いと、そういう中ででもそれをつくっていただくという意味で、特別に当時お願いをされたというように聞いているわけでありまして。

したがいまして、種子についても、生産組合との間でそういう話し合いのもと3,000円というのが決められて、それ以後ずっとその方向できております。

今、広岡議員から種子の購買価格が助成金よりも安いではないかと。本来それは収穫で戻るという話でありますから、そういった事柄につきましては、これまでも何回となくこの議会でこういうふうにしてはどうかという提言を受け

ておりますので、改善すべきところは生産組合の方々と話し合いをしながら、今までは3,000円でしたけれども、今度からは4,000円いただきますよという形での話し合いを進めながらそれは改善をしてまいりたいと思います。

生産組合という組合があるわけでありますから、いきなりこれに来年から4,000円という形ではできないだろうと。一定の交渉が必要かなと思っておりますけれども、議会議員の皆様方から見て、これはおかしいとお思いであるということは、町民の皆さんが見られてもやはりおかしいと一般的に理解するというのが議会議員さんの役目であろうと私は理解をしておりますので、そうした事柄については、今後、本年度播かれた分については、もう播かれてしまっておりますからそのような方向になろうかと思っておりますけれども、来年度播く種子については、今お聞きいたしました趣旨を十分踏まえて交渉をし、変更すべきであるなら変更していくというふうにさせていただきたいと思っております。

1 0 番 これがもし食品センターが一般の会社であれば、本来なら自分のところでつくって、自分ところで加工して、自分ところで売ると、こういう流れ。そうすると、食品センターは3セクですが、ほんとは農業法人にして自分ところでもちむぎを栽培して、自分ところで加工して、そして売るという方式、つまり生産にも責任を持ってやると。そういうことになると、来年はどのぐらい植えるか、そのぐらい作付ということは自分ところで調整できるわけですね。本来ならそういうあり方の方がよかったと私は思ったりしたこともあるんですが。

つまり、生産から販売まですべて責任を持ってできる。今は生産もばらばら。つくって在庫で余って、これ合わなくなってくる、足らなくなるという事態もありましたし、そういうところも一度ぜひ。だから農業の振興ということになりましたら、生産組合と一体化するような方策もできないものか、ぜひ検討しておいていただきたいと思うのと、その麦に関して、もう一点だけ、18期の監査の意見書を見ていますと、19年度予算も含め、もちむぎの在庫が100tを超える状況となっており、消費をふやす対策が必要である。また、他町でのもちむぎの生産に対抗するため、価格の見直しを図られたということなのでこの19期に取り組んでこられて、19期の決算になったと思うんですが、この辺の検討は。売価についてですね、もぎむぎの価格について、これは今後大事なところですが、改めて、ことしの作付はもうされたということなんですが、生産組合ともどういう価格で。下げるということになれば生産価格を下げないといけないんですが、どういう契約の中で作付をされ、来年度これの引き取り価格というのは今からされるのか、されているのかについて確認しておきたいと思っております。

町 長 監査報告につきましては、本年度の決算を見た結果を報告をしてもらっておりますので、監査の意見が先にあって、ことしの運営をしてきたというのではないわけで、ことしの決算を見てそういった監査報告がなされているわけでありますから、監査意見というのは極めて大切な指摘であるわけでありますから、そうした意見も十分踏まえながら進んでまいりたいと思っております。

ただ、売価の問題でありますとか、そして、生産者から購入する価格というのは、これまでの一定の経緯の中で進んでまいりましたわけでありますから、もちむぎ食品センターの思う一存だけではまいらない性格を持っていると私は思っているわけでありまして、今回御指摘をいただきました内容は、十分踏まえなければならないわけでありますが、それでは御指摘をいただいた方向で全部解決するかと言いますと、やはり組合との話し合い、あるいは農家の皆さんの思い、そういったものも勘案しながら麦の価格というのは決定をしていくだ

ろうと思います。

しかし、御指摘をいただいた内容の精神というのは、しっかり相手方にも伝え、もちむぎ食品センターの思いも加えて交渉には当たってまいりたいと考えております。

- 1 0 番 町長のその思いはわかるんですが、それは1年前のことです。18期ですね、昨年の監査で意見として価格の見直しを図りたいと。つまり、この19期について一遍検討してくださいと監査がわざわざ指摘されとるわけですね。だったらこの1年間で、この19期、ことしの8月31日までにそういう交渉を、当然1回は監査でこういうふうに指摘されとるんですと、一遍生産組合としてこれからの価格について話しましょうと1回、2回話し合いを持つのが普通だと思うんですが、今からでは19期は済んでいるわけですから、それはどういう話し合いをされたんですか。今後は、19期、20期に向けてこの秋の作付は何ぼしようというふうに当然最低そのぐらゐの話し合いはされていると思うんです。その確認を僕は課長にしたいと思って質問したんです。

町 長 当然、昨年度もそういう御指摘を受けておりますから、何回となくと言いますと何ですが、組合との交渉も受けておるわけでごさいますて、本年度は残念ながら、これまで約束してまいりました6,800円という形ですべて解決させていただければよかったわけなんです、そのようにもまいらないわけで、若干安く支払うということになっている現状でごさいます。

しかし、6,800円というこれまでずっと慣行として約束どおり進んでまいりましたこの問題を大きく変えていくということについては、やはりこの食品センターが持続的にということもありますので、そういった観点も十分踏まえつつ、交渉に当たっていかなければならないと思います。当然、昨年度監査を受けておりますから、そのことについては作付も検討させていただいて、一番たくさん取れました18期だったと思いますが、そのときはきちっとした数字が必要なら、あと産業課長が答えてもらうようにしますが、私の記憶では、大体24haそれまでつくってもらっていたのを本年度は、やはりたくさん取れましたので、生産調整の意味も込めて12haで辛抱をしていただだけませんでしようかという交渉があったと私は理解をしているわけでごさいます。

- 1 0 番 今回の追加資料の3ページには作付の面積が載っております。

確かに、つくる面積は辛抱してくださいというて半分に減らされたかもわかりませんが、営農組合は何ももちむぎだけでなると、あとはつくれないというんじゃないに、小麦なり、あとは作付の組み合わせによっては大豆をつくったりいろいろできるわけですね。だから問題は、作付よりも面積よりも価格だと思うんです。それがもう合計6,800円以下ではもう生産組合がやらないと、これ以下ではつくれないと言ってるのか、あるいはもっと価格を下げて大丈夫ですよと、もち麦がどんどん売れて生産が増えるんだったら価格下げてもよろしいという意見があるのかないのか、それについて生産組合と課長は多分担当で直接交渉されると思うんですが、そういう話をして、提案をして、意見を聞かれたことはありますか。

産 業 課 長 19年度産につきましては、先ほど言われましたように、過去最大の収穫量ということで、価格につきましては申しましたとおり、生産組合と協議をさせていただき、保証価格の方を若干下げていただきました。それ以降につきましても、生産組合の方と価格の調整についてお願いをさせていただいております。生産組合といたしましても、ライスセンターの乾燥代の高騰、また、肥料代の高騰という中におきまして、実際に現状での費用が幾らかかるのかということで各生産組

合の方で調整をしていただき、値段を下げていただきたいというようなことでただいまお願いをしているところでございます。

議長 しばらく休憩いたします。再開は１０時５０分といたします。

◇

休憩 午前１０時３０分

再開 午前１０時５０分

◇

議長 会議を再開いたします。

1 1 番 この間の質疑後に提出を求めて提出をしていただきました新しい追加の資料の２ページに町内販売店売上高経緯がございます。若干これについてお尋ねをしたいと思います。

私のもちむぎ食品センターに対する考えは、これまでもよく述べておりますように、いかにして再建をしていくかということが前提で、そのためにはこれまでの取り組み姿勢を検討する必要があると思いますのでお尋ねをするわけです。

先般の総務文教常任委員会でも、いろんな項目にわたってお尋ねをしたわけです。８日の２日目の質疑で、この町内販売店の売上高のデータを見せてほしいということをお願いいたしまして提出をしていただきました。

先ほど町長の答弁の中にもありましたが、もちむぎ食品センター設立の目的は、福崎町の名産品をつくるということと農業の振興、商工業の活性化というところなんです。この町内販売店の売上高は、中小の商工業者の育成、活性化ができていのかどうかということを検証したいという意味で、このデータを求めました。これを見せていただきますと、町内販売店売上高、１９期は２,２１８万９,０１５円、金額ではこうなっております、町内販売店の件数は４３件となっております。１０期を見ますと、町内の販売店の売上高は２,７２５万９,３０４円、５００万円余りへっております。途中には１５期に２,５４３万２,４００円と若干また戻っておる場面も出てくるわけですが、１９期の実績としては２,２１８万９,０１５円ということになっております。

これが町内の販売店ということなんですが、これはいわゆる町内へ進出してきておる大型店の売り上げ、考えられますのはライフ、ボンマルシェ、さとう、旬彩蔵、イセダ屋というお店が町内の食料品とかギフトとかの関係ではあるじゃないかと思うわけなんです、これは今、申し上げましたような大型店の売り上げが含んでおるのかどうかお尋ねをします。

産業課長 この４３件の中には、今、議員さんが言われました大型店が含まれています。

1 1 番 じゃあ幾ら含まれておりますか。残りが中小のいわゆる昔から福崎町で店舗を構え、商売をされてこられた方々と思うんですね。お答えください。

産業課長 大型店の店舗数は、今手持ちの資料がございませんのでわかりませんが、今言われましたライフ、ボンマル等、７店舗ぐらいだと思います。

1 1 番 大型店が７店舗ということですが、金額は幾らかということを知りたいわけです。そうしましたら、この４３件から大型店の７店を引きまして３６店ですね。それで３６店で販売額を割りますと、中小の商工業者の方がどういう状況で販売をいただいておりますのかということが明確になるわけです。それが実績として過去２０年間、今期が２０期でございますので、このもちむぎ食品センターが所期の目的が達成されつつあるのか、されておるのか、どういう方向なんだということがよくわかると思います。お答えください、

産業課長 その部分までは分析しておりません。

1 1 番 それがいかに思うんです。まず答弁されるときに、大きな錦の御旗を立てら

れるわけですよ、答弁されるときには。中小の商工業者の振興、活性化、農業の振興、必ず言います。次の議案にも関係があるんです、これは。そんなものも検証せんで、どうやって言うてるんですか、答弁。私はおかしいと思いますよ、これは。

先日の総務文教常任委員会でも広岡議員が、農業の振興、果たしてできているのかどうかという質問もしました。あれとて、町長の答弁は、0.001%でも作付があれば寄与しておるんだという答弁でした。果たして福崎町は、いつまでそんな甘いことを言うて、もちむぎ食品センターに補助金を出していこうとしているのか。よう考えんといかんと思うんですよ、私は。

先日も言いましたけれども、中小の商工業者で、おかげさまで、もちむぎ麵をたくさん売らしていただきましたので、店がきれいにこういうふうになりましたという方がでてきてこそ、我々もほんとに賛同して、もっとやってくださいと言えるわけです。そんな事実あるんですか。どうですか、町長。

町長 もちむぎ食品センターは、今やっておるところで19期ということで、19期の決算報告をさせてもらっているわけであります。御承知のとおり、もちむぎ食品センターは、順風満帆でここまできたのではない不幸な歴史を抱えて今日に至っているというわけであります。

したがいまして、もちむぎ食品センターの設立当初、そのとき私は議会におりませんでしたけれども、先輩の議員や、あるいは町長が先ほど申しましたように、農業振興、商業振興、そして福崎町の特産をつくりたいという思いで設立をされ、議会の皆さんの承認も得てスタートをされたわけであります。その間に商業振興、あるいはいろんな形で商工会、JAともタイアップしていく。ですから大口の株主がJAであり、商工会であり、今もそれは続いているわけなんであります。

しかし、今こうした不幸な事件を抱えたということにつきましては、ほっておくわけにはまいりませんので、これを解決して、より健全な会社としてスタートをさせなければならないし、もうやめてしまうんだというふうに言えばそれは簡単かも知れませんが、しかし、そうではなしに、せつかくこのように設立された会社でありますから、存続を目指して努力をしたいという方向を平成12年ごろだったと思いますが、検討委員会をつくりまして、その答申をいただいて、その改善の方策、答申の方向によって解決をしていこうと思っているわけなんであります。

もちろん今、早速それぞれの商店の売り上げが幾らかという資料をぱっと出せばいいわけでありますけれども、それがいかんと言われておりますので、これからはそうしたことのないようにきちっと答弁できるように私も事務方にそのように申していきたいと思いますが、時間をいただいて資料をつくるということになれば、私は、証拠隠滅の時期がありましたので、そこまできっちりと計算ができるかどうかというのはわかりませんが、できるだけ詳しい内容で報告をしたいと思っております。

先ほどの農業の問題でありまして、在庫管理がずさんではなかったかという指摘については真摯に受けとめつつ、本年度は実態をきちっと見、それぞれ一袋ずつ数えて在庫を把握し、その資料に基づいて19期の決算をつくらせていただいたわけです。100%、1円の間違いもないという資料が出ていないということについては、まことに申しわけないと思っております。

しかし、商工業の問題につきましても、一定の割合でそうした大型店でないところでも売られているわけであります。その数が少ないと言われればそのとおりであろうと私も思います。

しかし、そうした中でも商業振興に一定なりとも寄与していこうと。そして本年度に入りましてからはパスタの研究をしたり、あるいは自分のお店の中で、もちむぎ商品を開発して喫茶店の一つのメニューとして加えていこうという努力が行われているということは、改善への一歩大きな足踏みをしているのではないかと。すべて完全な方向でお答えができないということにつきましては、私の指導力の不足と言わざるを得ないと思っております。そうしたことを踏まえまして、これからは、より健全な会社として出発をしていきたいし、福崎町の特産品として誇れる内容としてもちむぎの商品を開発し、販売をしていく。さらに小さな小売店で苦勞をしてくださっている方々の利益にもなるような方向で考えていきたいと。そのいわば過程の中で、今いろいろと苦心をしているというのが実態ではないかと考えております。

- 1 1 番 すべて相手があることでございますので、こちらの思いがどうでありましても、相手も承諾をしていただきませんとそのようにはなかなかかなりにくいということで、町長のただいまの答弁はよく理解できるわけなんです。例えば、今申し上げました中小の商工業者の活性化ということにつきましても、これまでの19期の決算を済ませる過程で、確かに不幸な事件はありました。今、町長の答弁にもありましたように、15年3月議会に再建計画というものがあがってきました。そのときにもいろいろ議論しておりますので、これはもう15年からでもやっぱり5年ぐらひはたっておるわけですね。ですから、それなりに中小の商工業者の活性化というのが錦の御旗にあるわけですから、その実現に向けて計画的に段階的に、一気に私もできるとは思いませんが、せめて方向がきちっと示されてきませんか、私どもとしましては、どうなっているんやろうと、疑問を持つわけです。そういう意味で、今この中小の商工業者の活性化ということをお尋ねするのに町内の販売店の売上高のことをお尋ねをしました。よく検討していただきたい。一番大事なところですから、これは。農業にしましても。

それで、次にお尋ねをするのは、先日も若干お尋ねをしましたが、最初に配布いただきました説明資料ですね、これの6ページ、これも私、もう一度よく見てみました。先日の8日の質疑で議員の皆さんに、ただいまの答弁で皆さん理解ができましたかというような問いかけもしながらお尋ねをしました。

と言いますのは、この6ページの資料の役員からの拠出金ですね。借入金の返済計画書にあがっておりますDですね、役員からの拠出金。これはたしか14年12月に作成されて、15年3月議会に出てきました資料には4,300万円とあがっていたと記憶しております。

先日8日のこの本会議の質疑で、小國議員も残額は幾らですかという質疑をされました。そのときの課長の答弁は、1,510万円ということでありました。私、15年8月の510万円からこれずっと足してみました。この返済計画にあがっております29年8月、15年目まで。ゴシックで書いてありますこの金額を全部足してみました。合わない。4,300万円にならない。どうしてですか。

町長 数字については合わないということであれば、それは積算を足していけばいいわけですが、役員の拠出金という性格は、それぞれこの事件が起きたときに、当然取締役にあたっておった者の責任もあるだろうということで、その勤めた年数に応じて責任をかぶろうではないかということになりまして、勤めた年数掛ける一定の比率に基づいて積算をいたしまして、その比率がここに書かれているということでもあります。

その後、役員の中からその責任を感じて返していただく方、まだ返してもらっていない方いろいろでありますけれども、こうした問題につきましては、鋭意努

力しながら、解消のためにこれからも努力を進めてまいりたいと考えております。

産業課長 合計が4,000万円で、4,300万円ということで合わないということでございますけれども、前社長との和解が成立しまして、その関係で修正をしているものでございます。

1 1 番 再建計画に4,300万円と大きくうたってあるわけです。私はすぐわかりましたよ、何で違うかなと思って計算してみたら。それだったら、役員の責任分、きょう現在幾らあるんですか。小国議員の答弁に、1,510万円と答えるのは間違いじゃないですか。それがこの経営に携わっている人の取り組み姿勢なんですよ。だからそのところを訂正してもらわないと、私はいけないということを思っているわけです。だからこうやって大きな声でしゃべっているわけです。どうでしょう。

町長 なるほど、計算いたしましたときには、その数字は、御承知のとおりこれは余り詳しく言いますとプライベートなことになる可能性もあるわけでありますが、このお金がなかなか入ってこないという状況が生まれました。そこで一番大口の方については、やはり納めてもらうための必要性を感じまして、私が訴訟をいたしました。そのことも十分御承知だろうと思います。そういたしますと、その結果は当初求めたよりも判決の金額が下がっているという状況なんであります。

そういうことから、一定そこに差異が生じているということでございまして、その分についてもちゃんと責任をかぶらんかということなんでしょうけれども、その事柄については今後どうするかということで、裁判官が一定の斟酌をいたしまして、結論が出てまいりました数字を、私たちがそれをいろうということはいかがかと考えているわけございまして、当然裁判所が一定の結論で、責任額から言えば、彼は無報酬だったと思います。当然今の役員は無報酬で勤めてもらっているわけございまして、無報酬の役員にそこまで求める必要があるのかという斟酌が加えられまして、金額が下がっているという実態がございます。それをどうするのかということでありまして、私は裁判所の結果は結果として真摯に受けとめなければならないのではないかなという思いを持っております。

1 1 番 裁判所の結果、判決の結果を受けとめてというお話をされますと、この決算書の中に出ておりますね、判決に類するものが。いわゆるこの貸借対照表の長期貸付金、未収利息、これとて株式会社もちむぎ食品センターが弁護士さんに対する費用も、ただいまの町長の答弁も同じ件なんですけど、訴訟費用を負担して、不幸なことがなかったら払わんでもええ金払うてやってるわけですね。会社にとったら大きなマイナスなんですね。去年たしか180万円ぐらいやなかったですかね、弁護士の費用は。ちょっとははっきりとしませんが。300万円判決が出てたからいうことですか。それは表に出た数字ですよ。会社にとったら500万円のマイナスですよ。私はそういうふうに思うんですね。

この前の長期貸付金、未収利息にしましても、これまでもお尋ねをしています。交渉に行かれましたか。私、これまでもお聞きして、一度だけですわ。交渉に行きましたという答弁聞きましたのは。あとは行っておりませんと。ずっと。尾上収入役が在籍のころにお聞きをしました。交渉に行きました。今手元にありませんが、できましたらお支払いをしますとのことです、という答弁でした。その後、全然交渉もしてない。どうもそれがこの返済計画書を見ておりますと落とすんだということのようですね。この6ページ見ておりましたら。それでいいでしょうか。私は、特にそういうことを思うんですが、町長どうですか。

町長 そういう論法でいきますと、私がもちむぎ食品センターのこういった問題に手をつけたそのこと自身が何か間違っておったのかなという錯覚を受けるんですけ

れども、私自身は、この問題がそんなに長く引きずらない、早い時期に解決していくということを明らかにしておくことが大事だと思い、もちむぎ食品センターの問題等に取り組んでまいったわけであります。その問題がいまだになかなか解決していないということについては、私の努力不足というのでしょうか、努力はしてきたわけなんです、実力不足というのでしょうか、そういうことからそのようになっているわけであります。

そして、小國議員の質問、あるいはこれまでも15年の債務負担行為を進めさせていただくときに、それでは役員が提出しなかったらだれが責任を持つのかということが論議をされました。そのときに私は、私が責任を持たせていただきますという答弁をしたわけございまして、この答弁は、今議会におきましても小國議員から再度確認がありましたので、私は晩節を汚そうとは思っておりませんので、議会でお約束した問題については誠実にこたえていきたいと思っているわけであります。

この事柄については、吉識議員から今すぐ解決をとという指摘を受けたことがございます。しかしながら、公職選挙法で今出すということは寄附行為に当たりますので、私が退職した段階できちっと解決をさせていただく予定といたしておりますという答えをさせていただいたわけでありまして、この問題は、決して私は避けて通ろうとは思っておりません。必ず解決をしていこうと思っているわけございまして、そうした事柄については今議会でもこれまでの議会でも再三確認の質問がありましたけれども、しっかりと私の約束は守ってまいりたいと答えて今日まできているというのが実態でございます。

1 1 番 そういう議論もしました。町長は、公職選挙法に抵触する可能性もあるのでという答弁でございますが、私は今でも覚えてるんですが、あのときに、これは商行為だと。だから問題ないんだということを申し上げました。それはそれとしまして、町長の人柄もよく存じておりますので、またこの本会議で晩節を汚さないという発言もされ、信頼しておりますので、そういう意味では、きちんと退職された暁には、そうことが実現するんだろうと思うわけですが、その金額ですね、先ほど言うておりますね。当初の基本計画の役員責任を全うしていただくということが私は大事だと。会社を再建する上についてはと思いますので、今、指摘をしました。それが一向にこの返済計画の中に載っていない、だから申し上げたまでです。

次に聞きますのは、回収不能の売掛金についてです。これもこの決算報告に大いに関係のあることございまして、私は、1月17日の全員協議会でこの18期の売掛金の中に回収不能な売掛金はあるんですか、ないんですかと。あるんであれば何件で、金額は幾らでございませうかというお尋ねしました。そのときの答弁は、7件84万8,000円、49件42万2,000円、それともう一つ、20万円ということで、合計57件の147万円ですという答弁がありました。今期の19期決算書を見ますと、先ほど休憩前の在庫の数量についての訂正がございました、163万1,682円あったわけですが、この回収不能売掛金ですね、私が1月17日にお尋ねしました。これの処理は、決算にどういうふうにしたのか。私は6月の議会だったと思いますが、これは会社法に反して100万円以下の過料になる可能性がありますよと、条文も産業課長さんに読んでいただきましてお尋ねをしました。この件はいかがでございませうか。

産業課長 回収不能ということでございませうけれども、19期末での回収済みのものはありませんでした。19期末で回収可能性が出てきたものは、2件で60万7,822円でございませう。19期末で回収の可能性のあるものは25件で59万7,

876円です。19期末で貸倒損失処理したものは30件で27万1,893円でございます。

- 1 1 番 1月17日の前期の決算の審議の中で、回収不能売掛金ということでお聞きをして、再建は銀行も一緒ですが、ちゃんと種類を分けます。安全なもの、可能性のあるものというふうに4つぐらいに分けます。私は、もう回収が不能であるというものは幾らですかというお尋ねをしているのです。それが今のを聞きますと、今期になりますと可能性が出てきたという答弁だったんだろと思うのですが、きょうのこの休憩前の質疑をじっと聞いておりまして思うことなんですが、現品棚卸の数量がころころ変わる、18期決算ですね。ことしの1月17日、全員協議会で、これも以前申し上げましたが、全員協議会でやるということは何事やというような御批判もいただきました、私は。

そんな中で、棚卸の数量が1月9日に棚卸もしましたということで、現品の数字が出てまいりました。決算になると、また違うということですね。私がお尋ねをしたいのは、帳簿と現品ですね。帳簿は必ず仕入をしたらふえますよね。それをどう事務処理をされているのか。決算になって、どちらに合わせておられるのか、これまでの決算も。帳簿に合わせておられるのか、現品に合わせておられるのか。この間の委員会で、私、相当長時間お尋ねをしました。その中で、掛け算や割り算をやっている人に微分や積分の問題を出して、これせんかいというてるように聞こえるのかなというようなことも言いましたけども、私は、そういう意味からしますと、掛け算、割り算までいってない。もちむぎ食品センターの内容ですね。一番基本だと思うんですね。基本の基本だと思うんですよ。この決算書の現金預金ですね、流動資産の。これの数字が説明資料と違っていたり、そういうチェックですね、それをどういうふうにかかわっておるのか、そういうことをお考えになったことはありますか。社長である町長、どうですか。

- 町 長 訂正をして出しておりますように、間違っておりましたことについては、それはいかに説明の資料であれ、間違っているということはあるとは思いますが、残念ながら、人間のやることでありまして、8を3というふうに見てそのように打ち込んだり、そんな間違いがありましたことをお許しいただきたいと思えます。

そして、読み間違い、写し間違いのときに、それがもとになって若干数字が26円だったかと思いますが、それが間違っていたということも起こっております。ですから、そんな絶対間違いのないようにということは、これからは事務の職員には鋭意努力をしてまいりたいと思っております。

そして、貸倒れができたということについては、まことに申しわけないと思っておりますけれども、商売をやっておりますと、なかなか売ったものの全部を回収し切るということは、私はその集金に行ったりはしておりませんが、職員にとりまして全額を集金してくるということは理想なんですけれども、それはようやり切らずに本年度の決算でも引き落とさせていただいているということも、一生懸命はやっているんですけど、引きが出てくるということについては、若干認めていただきたいなと思っております。

- 1 1 番 人間のやることですから、間違いは必ず起こると思うんですね。私なんかいつも間違ってますので、よくわかりますし、すべてこのもちむぎ食品センターだけでなしにあらゆることで間違いが起こります。それはわかるんですね。職員も決してさぼって、どうでもええわというてやっているわけではない。議会が始まれば、始まる前もそうなんですが、こういう資料、こういう資料ということで次々と資料の要求もしてまいりますし、それにすぐ対応していくという意味では、産

業課数人がもちむぎ食品センターの仕事にかかり切りというのが現状ではないのかと私も思ってます。それはその御苦勞に対しては敬意を表するわけですが、それと、この数字がいつもころころ違うというのは、役場の職員だけやなしに、もちむぎ食品センターもそれぞれ皆さん頑張っていたいておるんですが、その辺のチェック体制、もちむぎ食品センターの、どこで間違いがチェックされるんか。議会をよくチェックをされて、いろいろ議論がなされて、出てきたものを我々が聞かせていただいて、以前にも申し上げましたが、見せていただいて、若干の御意見を申し上げるというのでいいんじゃないかと私は思ってます。

しかし、もちむぎ食品センター、その大株主である福崎町ですね、町長が社長で課長が役員ということでございますけれども、どこでそのチェックがかかることになるのかということをおもうわけです。

このままの組織でやっていただきますと、また来年のこの12月の議会でもこういうことが起こり得る可能性が非常に高い。昨年の12月の議会が教訓として生かされていない。一生懸命やられたのは認めます。先日委員会でも申し上げましたが、町長が、この不幸な事件を明るみに出して、金融機関、役員の皆さん方等といろいろ交渉をされて、ここまで来ておるということについては、町長であり社長である嶋田氏の功績だと思っておるわけなんです。じゃあそれですべてオーケーかと言いますと、ただいまも申し上げましたように、事務的なこと、チェック体制、こういうものをどうお考えになっておるんだろうと再三申し上げておるわけですね、これまでも。

だから、今も監査役の話も出てきておりますけれども、これまでのを聞いておりますと、職員を集めてお話をされて、取締役会を開かれて、監査役がおられるわけですね。監査役の監査もお済みしになっておるわけです。それが全然チェックが効いてないと。ここへ出てきて指摘をされて、初めて調べて答弁するという状況ですよ。そんなに難しい質問やないと私は思ってます。

それと、もう一点お尋ねをするんですが、もちむぎ食品センターは第3セクターであると同時に、指定管理者の指定をしておりますね。先日の質疑のときにも少しこういうことも考慮されんと、ということでお話をしました。指定管理者制度というのは、大きな制度の目的の一つに、町なり市の歳出を縮減していくということがございますね。現に他で指定管理者制度導入していただいて指定管理者になっていただいているところについては、そういうふうな実行がなされております、計画どおり。後から生じました事柄については、若干の修正もしながら所期の目的を達成するべく縮減がなされてきておると思っておるんですが、このもちむぎ食品センターにつきましては、指定管理者に指定する前と指定のあと、これどういうふうになっておりますか。研究されましたか、どうですか。

町 長 再三申し上げておりますけれども、この件が発生して明らかになったのは、平成10年ということであります。私が町長になったのは平成7年です。ですから、もっと早く、平成7年でそのことがさっと明らかになっておれば、もう少し被害は少なかったと、これは悔やまれることであります、そう思えてなりません。

しかしながら、いよいよ私が取締役会で多数派になるというのは、平成10年ということであります。それまでは残念ながら、取締役会は多数決制でありますから、役場から行く職員の数では取締役会が足りない、賛成多数にはなかなかならないということがございまして、そのことによってもちむぎ食品センターの会計そのものが、すっかり明らかになるというには3年ほどかかってしまった。その間に書類もすべてなくなっている、証拠隠滅というのでしょいかね。そういう中で出発したわけでありますから、それぞれの段階でそれぞれに苦勞があると。

いまだにちゃんとなっていないではないかとおっしゃる意味はよくわかります。そして、議員の皆さんにすれば、何をもたもたしているのだというお気持ちも私は十分理解できるわけでありまして、取り組みに当たりましては職員と一生懸命に力を合わせてまいりました。

ですから、その当時、3億7,800万円の負債を抱えたわけでありまして、今日銀行との話し合いが整い、町からお貸ししていただきたいというお金は1億幾らというふうになっているわけでありまして、その間、何もやらなかったらその額が半分以下になるということはなかったわけでありまして。それなりの苦労を重ねながら努力をさせていただいたと私は思っているわけです。努力の仕方が足らねと言われれば、まさに努力の仕方が足らなかったから、今どんどんともうける大きな会社にはなっていないということについては申しわけないと思っておりますが、これは職員と一層研究と、そして経営改善の努力をしながらですね、この会社がもうかる会社に移っていくようにしたいと思っております。これまでも平均して1,000万円ずつ銀行に返してまいりました。

したがいまして、先ほど申しました大きな数字が1億まで下がってきているという実態もあるわけでごさいます、そうした点なんかもできれば見ていただきたいなという思いを私は持っています。

しかし、これからの努力を一層重ねて、早く再建して、きちっともうかって利益が出せるような会社に早くしていかなければならないという思いは議員の皆さんと共通かと思っております。

1 1 番 町長、今、縷々これまでの経過等もお話をしながら説明をされました。先ほど申し上げましたように、町長の功績は功績として、私はよくわかっておるつもりですし、皆さんの前でもそういうことをこれまでも何度か発言をしております。それはそれで結構なんです、私が思いますのは、例えば、この19期の決算と18期と違う状況ですね。周りの環境、組織的にあの再建計画書には有償の取締役を就任させて、それも損をした場合には、ある程度負担ができるような取締役を2人ぐらい就任させて経営に当たられたらいいですよということが書いてありました。私は、再三そのことも申し上げました、これまでに。

昨年ですね、12月議会でこの議会ですね、取締役とかマネジャーとかいう名前はいろいろで、どういう仕事をしていただくんですかということもいろいろとお尋ねもしました。その中で、町は毎月30万円ずつ補助金を出して、その取締役の報酬に当てるんだということでしたですね。それがこのところずっと実行をされております。期限は3年だという答弁もいただきましたが、今、18期と19期の違いといいますのは、私が思いますのは、これまですべて役員の皆さんは無報酬で頑張っていたわけですね。それで先ほども町長が言われたように、役員責任とかいうことで一定の負担もしていただいた方もありますし、今期は、今お話ししました有償の取締役が収入をされて、ふえておるわけですね。条件が変わってます。決算数字はもう余り目をつぶりたくないんですが、目をつぶるとしましても、ほんとに基本の基本がきちんできていないと。その辺のところは私は非常に残念で仕方がないんです。これでほんとに再建ができるんだろうかと思うんですね。よくお考えになって、有償の取締役に就任していただいたんだと思います。現実がこういう現実です。ほんとに何回も言いますが、基本の基本です。私はそう思ってます。棚卸をして帳面つけて、商品が入ってきたら帳面つけて棚卸をしてと、決算のときにそれを合わすと。

産業課長にお聞きしたいんですけど、棚卸の現品と帳簿とは合ってましたか、どうでしたか。

産業課長 私は、今回監査をやっておりますので確認はしていません。

1 1 番 この間、委員会でも申し上げましたが、附属品とか原材料のところに、ラベル、袋、いわゆる諸係りのようなもの、箱、伝票、いろんなものが載ってます。ラベルの一枚一枚を棚卸するということですから数えておられるわけですね。ただいままでの答弁を聞いておりますと、目分量で何枚やなというたんと違って一枚一枚数えたということです。私は、これまでの経験からしましても帳簿と現品というのは合わないものだと思っています。だから今、課長さんは棚卸されたんか、されてないんか知りませんが、お聞きをしたわけですね。

売掛金、現金預金が違うとかね、きょうも朝から指摘がありました。この資料も訂正になってますけれども、もうその辺が一番基本の基本で、どないしてこういうふうになるのかなと思って不思議で仕方がないんですわ。一生懸命やりよってのはわかるんですけどね。

課長さん、今言うた棚卸と帳簿ね、これ違いがあったのかなかったのか。違いがあればどういうふうに処理されたのか、答弁ができなかったら休憩もらって、やった人に聞いてください。答弁してください。

町 長 項目の置き方によりまして棚卸がこのようになっております。吉識議員が言われますように、棚卸の一枚一枚を数えてそのとおりだったのか、紙までそのような棚卸で数えるようになっていないかということがそういうやり方がいいのか、悪いのかということにつきましては、税理士さんや、あるいは世話になっておる会計士の皆さんと相談をしながらそれは改善をしたらいいとは思いますが、今のところ税理士さんの御指導をいただきながら、その項目に置いているわけです。

吉識議員が言われますように、紙一枚まで数えて合っておったかと言われますと、なかなかそこまで合っているとは答えることはできないと思います。そういった意味では、若干これぐらいということのアバウトなところがあるかと思いますが、しかし、そうかといって紙一枚一枚絶対に合っておらなければ決算が結べないというふうに四角四面に考えてしまいますと、これはなかなか会計の事務を担当している職員にとりましても大変な苦勞だし、毎日毎日、何ぼで、何ぼ余っているというところまで要求できるのかなという思いを持っています。

ですから、項目を改めて消耗品のところに移し変えろとか、そういう工夫で、それはもう紙は購入したけれども、その年に消耗品として落としてしまったらいではないかというやり方の工夫というのはこれから進めていく必要が吉識議員の指摘を借りればですね、そういうふうにしていくことが大事かと思いますが、今、井上課長に、紙一枚間違っていないかと言われますと、それはそこまではよう答えないだろうと。それはやっぱり間違っておったなというところで、ややそういう面ではアバウトな面があるのではないかと思います。

ですから、それは項目の置き方でこれから工夫しなさいという意味として私は受け取っておりますので、それは税理士、あるいはその他会計に詳しい方々の意見も聞きながら、改めるところは改めていきたいと思います。なかなか今、一度に完全無比なところを要求されるようになりますと、そうすると、アメリカのビッグ3の会社というのは一体全体どうなるのか。あんな赤字にあれほど世界の頭脳が集まっておって、何であんなことになるのかということにもなりかねませんので、そこまで私どもは紙一枚一枚の棚卸まで合っておったというところでは、それは吉識議員が御指摘のとおり、きちっと合っておりましたというふうに断言はできませんけれども、若干アバウトなところがあって、それを勘案しながら決算を結んだであろうとは思いますが。

1 1 番 ただいまの町長の答弁をもう少しよくお考えになってしていただくといかんと思うんですね。最初には、1円が違っていたからいろいろ答弁をして訂正をしていう事実もあったんで、職員にはよく言いきかせて頑張ってもらいますという最初の答弁でした、これまでの。今の答弁を聞きますと、ラベルから何からそんなもん全部はいかへんと、アバウトやと。極端な話ですよ、決してそうだと思いますが。

そうなりますと、例えばラベルでもここにちゃんと原価が書いてありますね、単価が全部入ってます。これが単価と数量がかけられて、原材料なり貯蔵品の決算の数字になってるわけですね。根本の数量が違う。単価が安いもので数えにくいもんやからアバウトですねんというようなことでしたら、町長の1円を差異に言っておられるのが根底から崩れるじゃないですか。

町 長 過去の決算でも1円間違っただけ大きな問題になったということは理解しております。そのときは消費税のカウントが、コンピュータで四捨五入になっておったために1円というのが繰り上がってしまった。そこで決算書に1円の違いが生じまして、議会でも大きな問題になったわけでありまして、そのような1円の違いというのは絶対にあってはいけないと私も思いますけれども、されとて、紙一枚一枚まで職員にカウントをさせてということになりますと、その職員の労力を考えてみますと、そこまで要求するというのが、この会社に求められている範囲なのかと思うんですね。やはりそこまで厳密に紙一枚を間違っておりませんという答弁をしなければならぬのかと言いますと、私は、若干その辺でもって、御容赦願える範囲ではないのかなと考えております。

1 1 番 どうも誤解があるようでございまして、私は、先の9日の委員会でも申し上げましたが、こういうやり方は間違いが生じやすいですよ。一般的にはこうこうしてますよ、ということを申し上げました。

決して私は、引き続いてこの附属品や原材料の紙一枚まで数えて棚卸をしてくださいよと言っているわけではございません。ただ、その先ほども町長が言われますように、これがそういうものであれば、その正常になる方法、手法を考えていただくということが大事だと思うわけですね。こういう決算をされておりますので、私は先ほどから何回も申しておりますが、基本の基本の話がどうなってるんですかと、チェックはどこで効くんですかと、それをお尋ねしてるわけです。チェックがどこで効いておるのかどうか。こういう基本のほんとに基本だと思います。チェックはどこでも効いてないということです。

この決算書につきましても、私は、幹部会議のときにいろいろ協議をされておると思うんです、もちむぎ食品センターだけでなしに。どこでチェックが効くんですかということを今お尋ねしているんです。

町 長 まずはやっている事務職員が細心の注意を払って事務を進めるというところでチェックを効かすと。この一番基礎的な部分でチェックを効かすということを前提にいたしまして、当然、それが取締役会でも決算書としてあがってまいりますから、そういうところでチェックをします。その前に監査のところでチェックをします。そして、福崎町の一番いいところは、この議会でもチェックをされているというのが一番大きな、ある意味では幸せな会社ではないのかなと私は思っています。こうしたチェックがこれからは繰り返されるであろうし、そういうふうなことが進められておったなら平成7年、10年というふうなことにはならなかったのかなという意味でも、今、議員の皆さんから、このように厳しいチェックをしてくださることについて、私は感謝を申し上げ、その議員の皆さんのチェックも真摯に受けとめて、間違いのない会社を運営していくために最善の努力をして

いかなければいけないというふうに思っているわけでございます。

議長 しばらく休憩いたします。再開は１３時といたします。

◇

休憩 午後０時０１分

再開 午後１時００分

◇

議長 会議を再開いたします。

１番 私も、もちむぎの決算について数点お尋ねしたいと思います。

午前中の議論を聞いていまして在庫一つをとりましても、やはり会社としての職員構成、これができてないと、そういうふうに思います。その中で、やはり在庫管理をするに当たって、従業員の与えられた役割というものはここで決算する前に発揮されておらなければならない、こういうふうに思います。そういった管理体制についてあらかじめお尋ねをいたします。

町長 昨年度この会計についていろいろと議員の御指摘をいただきました。その後、管理体制についても強化をいたしまして、今回の決算報告の作成となったわけでございます。まだ至らないというところにつきましては、今後改めていく必要があると思いますけれども、今回は職員がしっかりと現地、現場を踏まえまして数えてくれております。

１番 それについても確かに前進はあったろうと思います。しかしながら、作付の問題、在庫の問題等にしましても、どうして今後の在庫調整をしていくのかということも考えていかななくてはならない、こういうふうに思います。

そんな中で、やはり在庫管理をしていくためには、農家で今、生産をしておりますその作付に対しても、取れ高にはどれぐらいの予測があって、そしてどのぐらいの生産をしなければならないのか。やっぱりそれぞれもちむぎ食品センターとしてとらなければならない役目があります。現地に一度も赴かれていない、これも大きな原因です。やはり作付を推進していくためには、やっぱり取れ高、その年の状況というものを年々把握する必要があるんやね。そういうことがされておらない、それも一つの大きな原因じゃないかと思います。

そして製造原価、そして損益計算書を見てみますと、何かここで気づく点があると思いますが、何かおわかりでしょうか。

町長 質問の趣旨がしっかりしませんで、もし間違っているというなら率直にここはどうかというふうに尋ねていただく方がこちらとしてはわかりやすいのですが。

１番 その製造原価、損益計算書をずっと見てみますと、私が気がつくのは、もちむぎ食品センターで製造しているコストが、１億２，０１０万円の売り上げに対して、それ以上のコストがかかっているんですね。それが見えてくるというんです。ということは、外注をした方が当然安いということですね。そこが経営の一番の問題点です。外注をして逆に販売店に卸す場合には販売店の利益も残しておかなければならない。そんな中で、２０％、８０ぐらいで卸してるんかな。そういうことも考えあわせて計算しましたところ、委託してこしらえたもの、カステラと麵に対しまして４，５００万円ほどかかっているんです。ということは、総売上げとしては、あと幾ら、もちむぎ食品センターにかかった売上額が出てくるかということが容易に計算されるわけです。その中で、１億６，７００万円に対しまして１億２，０００万円ほどの経費がかかっているわけですね。そうしますと、外注した方が安い。４０％か４３％でつくってもらって、もちむぎ食品センターは、レストラン・販売店部門だけで運営していった方ははるかに利益が多いわけですね。

というのが今後補正予算でも出てきますが、1億1,600万円ですか、あれを貸し付けるということですが、それでも返済しなくてはなりません。そういうことを考えあわせますと、やはり工場の方は業者に委託、こういうことも考えて検討されるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

町 長 当然、原価計算をいたしまして、一番有利な方法で運営していくというのは当然でございます。

さらに、平岡議員から御指摘がありますような観点は精査をしていきたいと思っておりますけれども、かかった費用よりも安い値段で売っているということではないわけでありまして、当然かかった費用を計算をいたしまして、幾らの売値にすればいいのかという形で売っているということでもあります。

それから、もう一つ御理解をいただきたいのは、建てるときに、実は政府資金が入っております。政府資金の中には、工場、あそこで生産現場をつくって、その見学というんでしょうかね、そこでつくるんだという費用もひっくるめて補助金としておろされているということでもあります。

しかしその部分も委託に出して経営してはどうかということでもありますから、そんなことも十分参考にいたしまして、今後の経営の改善に資するということであるなら、それは続けていきたい。しかし、あその工場を閉めるということについては、若干、政府資金も入っております関係から、国・県の御意見もお伺いしなければならないと考えております。

1 番 町長が書かれた広報の中に、「アメリカ経済は行き詰まって日本の景気も急速に悪化しています。人々の心を豊かにし、内需拡大によって経済を再建しようと声が大きくなろうとしています。お金を使うのは人だということを忘れてはなりません。」これ全くそのとおりだと思うんですよね。もちむぎに投資をして、それがうまくいけばいいですけど、うまくいかない場合も考えたときに、やることはやっておかなければならない。このことを僕は強く望むわけです。これは、置きかえてみますと、もちむぎ食品センターはコストの削減、販路拡大に向けても考えていかねばならない。その中で、お金を使うのは人だということを忘れてはなりません。この観点からもの申し上げておるのでありまして、いろいろ条件があらうと思いますが、よくそういうことも考えていただいて、利益のある方に進んでいてもらいたいと思います。

そして、もう一つは、外注を減らしてもちむぎ食品センターの中で何ぼかふやしておられますね。そういうことは、私はこれに逆行するんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

町 長 食品センターに勤めております職員は変わってはいないわけです。そうなりますと、人件費というのは毎年毎年、固定費として出ていくわけでありまして、そこに勤めている職員が、少しでもたくさん生産することによって固定費は一緒だけれども、しかし、生産するもちむぎそのものはたくさん工場で生産するということができるれば、それは節約になるというふうに考えて、できるだけあの工場で生産できるものは生産をしていこうということで、外注を抑えてまいりましたことは、そのとおりでございます。それがもっともっと研究をして進みなさいと言われることについては、販売促進あるいは麵の製造工程の改善、こういったことは、当然議員の御指摘のとおり改善をしていく必要があると思います。そういう改善については、職員あるいは多くの皆さんの意見を聞きながら改善を加えてまいりたいと考えております。

1 番 それで改善されてもちむぎ食品の中で仕事をふやす方が、ベターだと思ってされたんだと思いますが、結果的にはこの決算書を見てみますと、8,628万4,

048円、これがもちむぎの製造原価ですね。それに対して販売費及び一般管理費3,839万8,439円を足しますと1億2,010万1,000円になるわけですか。それを得るのに1億2,468万2,487円とかかっているわけですね。ということは400万円ほど高くなってる。これはどこで戻ってるかというのと、委託に出した業者がコストを安く下げしてくれるから、83万円ぐらいの実質営業利益となっているわけです。このことを一緒に全部帳面に計上してしまうからわかれへんのです。やっぱり麵工場は麵工場、レストランはレストランとして一たんはそういう原価を出していただいて、それから集合しておけばね、こういうことはあらかじめわかると思うんですね。今後は損益計算書を書く前に、そういう原価の計算もやっていただきたいなと思います。私の願いはそれだけです。

それと、公金を貸し付けるに当たって、いろいろ問題があると思うんです。別に私は反対するわけでもありませんけど、今後の営業目標、どういうことで町長はお金を貸し付けるのか。今まで1,000万円ずつ銀行に払いよったんだから回収できるという思いであろうと思いますが、しかしながら、今のままではなかなか今の原価を見ても、一つ間違えれば赤字に転落してしまうんですね。そんなことで、何か新しいもくろみがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

副町長 冒頭で民法108条の関係で双方代理の関係で申し上げましたので、町長じゃなくして私の方から答弁させていただきます。

新たな営業目的については、今、質問議員からもいただいておりますように、食品センターにおいて汗をかいていただくと。これは当然、御指摘のありましたように、在庫管理でありますとか、原麦の購入価格、また製造原価におけます分野、製粉工程における工賃、こういった事柄が一つの一定の汗をかく目標になるうかと思えます。

それ以外にも、例えば福崎町の特産品として新たなもちむぎパスタの開発でありますとか、そういった中で、福崎町内で、新たな商品として販売をしていただくような形でそれぞれの商店、また、そういうところに働きかけをするといった事柄も大きな目標ではないかと思っております。

1番 そういうことを考えられておるなら。しかし、私の聞いているのでは、もちむぎ団子ですか、あれが20期の予想で10t製粉が出ると。21期では10t、22期ではまた10tですか、23期に至っては団子で3t200か、10tずつ余分に出るだろうという予測ですね。仮に10t出ても、かかった費用をしますと幾らもならないわけやね。120、30万のもんでしょう、恐らく。これがそれでもいいんですよ。そういうことも原価をきちっとその都度、その都度割り出して、その計算した上でこれは載せてほしいんです。そして、それを営業利益の中にほり込んでほしい。常に原価計算をやっておいてもらわなければね、返すんや、返せるんやというてもね、何で返せるんや、どうして返せるのか、そういうことをきちっと検証しなくてはならないし、検証する側としてもそういうことを考慮していかなければならないのでね、そういったきちっと今後は原価を計算していただきたい

それと、一番大事なことは、もちむぎ食品センターの職員の数か、パートの数かしりませんが、人件費が高くついてるんじゃないかと思うんやね。この辺はどうお考えですか。

町長 私としては、今の職員が必要かと思って採用しているわけではありますが、そういった点についても十分検討は加えていかなければならないのではないかと思います。

それから、どういうふうにしてという先ほどありましたけども、当然副町長が

答えましたように、いろんな改善をしていかなければならないわけでありましてけれども、私の思いは、定款に述べられております内容をしっかりと含めてやっていくということが、もちむぎ食品センターの商売上での常道ではないのかなと思っています。

と申しますのは、私が町長になりましてからでも、いろんな事柄が全世界的にも日本の国内にも起こっているわけなんですね。ところが、そのほとんどは定款以外のことに手を出したために会社がつぶれていったという例が多過ぎると思うんです。例えば住専のときだったら、家でありますとか土地にお金を出す。いわゆる銀行が不動産にも手を出したということ。そして、今回のアメリカの場合で言いますと、銀行が証券まで売り出したと。サブプライムローンという形で、さっぱりわけがわからないような証券をつくり出して売り出したのが破綻になっているということでありまして、本来定款に書かれております内容をしっかりと運営をして、銀行は庶民の皆さんからお金を預かって、そしてそれをいいところに貸し付けて収入を上げるというこの定款どおりの運営を進めていくということが私はこのもちむぎ食品センターにおいても常道の進め方ではないか。このような常道の進め方することによって一定の利益を生み出すことができると思っているわけでございます。

そして、私は、そういう方向でこの約10年間、常道の道を歩んでまいりまして、毎年約1,000万円ずつ返してきたというのが現実でございますので、この現実路線というんでしょうか、定款どおりの運営を誠実、かつ一生懸命に進めていくということが一番大事ではないかと思っております。

1 番 いい答弁であると私は評価をしたいんですが、しかしながら、定款どおりかと言いますと、そのとおりではない。というのは、営農組合というのはたくさんありますね。その中で、もちむぎの生産組合というのがあります。もちむぎを生産している組合は、そのうちの何%やと思いますか。どこにもお願いされたことないでしょう。あるところがもちむぎをつくらせてくれとくればね、いや、もうあかんねやと、こう言われたことを聞いております。そんなこと不公平なことじゃないですか。もちむぎの常道とは反しておりますよ。もちむぎの定款と会社の定款と反しているんじゃないでしょうか。その答弁をお願いします。

町 長 私は、物事を考える場合、それが生まれた動機、いわばもちむぎ食品センターをつくり出すに当たっての哲学というんでしょうか、趣旨、目的、そういう目的でもってこのもちむぎ食品センターがつくられてまいりました。そして今も議論の中でありましたように、24ha、あるいは20haというのは、つくり過ぎだからもっと生産調整をした方がいいのではないかとというのが先ほどからの議論であったわけです。そういたしますと、さらに、この生産組合にもこちらの生産組合にももち麦をつくってください、つくってくださいというふうをお願いしたとしても、実際は昨年度に比べまして本年度は半分の12haに減ってきているという現実もしっかりと踏まえなければなりません。もし、消費がどんどん拡大し、販売が拡大した暁には、さらにつくってほしいということを申し述べるような努力をしていきたい。私もそういうことがもしできるなら、ほんとにうれしいと思っているわけなんですが、先ほどからの論議にありましており、残念ながら、今の在庫が100tで多過ぎるというような状況の中で、さらに新しい生産をお願いするというふうなことは、言うのはやすいですけども、実態に合わないことになってしまうのではないかと思っております。

1 番 いや、それは実態に合わないのは町長の方ですよ。原麦予想使用量、これが出ておりますね。これ見てみますと、これだけ余っておるとするのは、22年産、

来年の作付においては18haの予定をしておられます。また、その次の年には24haの予想をしておられます。こういうことが実態と合わないじゃないですか。だからこんなええかげんな資料もらわんでもええんや。議会にも、実態に合った正直な報告をしてほしい。これは、私が生産組合としてもらったものですから、どこにも言っていないですけどね。そういうことはきちっと自分らが書いた資料、それを把握して答弁してもらいたいと思うね。

町 長 物事は生きている、動いているという現実を踏まえなければならないわけでありまして。一たん立てた計画は永遠に不変かと言いますと、そんなことをしておりますと大変なことになってしまいます。御承知のとおり、福崎町の予算でも、当初予算だけで町の運営ができるかと言いますと、そうではありません。必要に応じて補正を組んで、新しい需要や必要性が出てきたときには、皆さんにお願いをして増額をさせていただいているというのが実態であります。

福崎町の計画にいたしましても、それでは10カ年計画を立てておりますけれども、そのとおりすべて進むかと申しますと、残念ながら、私どもの力不足もありまして、そんなにうまく進まないことがあります。そんなときには予算を立てるときに昨年度の米作でありますとか、麦の収穫でありますとか、そんな状況を踏まえまして、ことしは残念ながらああいう計画を立てておったけれども、去年たくさん取れましたので、ことしは若干作付を減らしてくださいというふうなことは、それはその年度、年度によって変化をさせようという柔軟性は持たせていただきたいとは思っております。

1 番 いや、それはそうするべきやね。そうするべきやし、僕が作付に対してもいよいよ生産調整をもっと早くするべきやと、こういったことは言っておりました。それはそれとして、やっぱり我々、販売もしております。会社の経営もしております。だから、そちらの資料をあてにして問題点を指摘するしかないんですね。というのは、私がただ村の営農組合の代表とかそれやったらね、何もこんな議論せんでも、村の営農組合に得になることやから黙っておったらええんですわな。以前にも言いましたように、負託を受けた議会の議員の一員であるから、いろいろな観点から、生産組合、また営農組合にとってはそんな方向やなと、そういうことも考えあわせて言いよるんですよ。ですから一方的な資料を受けての議論ですから、その資料にはやっぱり現実味がある、計画のないものはこんなことされないでしょう。計画があるから書いてある。詳しいこと書いてありますよ。団子、パスタで3t、精麦で10t、そういうふうに書いてあるんですわ。団子はこれだけ売れるかなと。売れたとしても120、30万しか利益にならんかなと、それでも生産が広がればそれは農業に貢献するということですからええと思うんですけど、それを町長が言われるのが正しいとしましてもね、そんなええかげんな資料出してごまかしかなと、こうとるのも我々の仕事やから、不信感を払拭してほしいね。それだけ申し上げておきます。

それから、第3セクターとしての趣旨というものがいろいろ議論になるところでですけど、やっぱり第3セクターとして、農業の振興、商工の振興ということがありますが、やっぱり今、パスタが考えられております。これらをつくられる場合でも地元の小さい商店街の中にも置けるようなそういったことにしてほしいね。これが今までの例を見てもみると、なかなか。アイスクリームね、あんなところで売っておらんと、もっと外へ出して売ればいいのに。平岡さん、売りたい思ってるんやったら自分で考えて売らんかいと、こないなことばかりいうのは、もちむぎ食品センター、あれもう解散した方がええですわ、そんなことを言うもんはね。それはきつく申し上げて以上で閉じます。

7 番 いろいろ議論があったのでありますが、この会社が所期の目的に沿って福崎町の経済の活性化に役立っていくそのセンターとしての役割を果たすということであれば、そこに産業振興としての補助金を出していくということに私は、前の町長時代からそういうことを言いながら不正問題の追及をしてきたという経過を持っているということは御承知のとおりだと思います。

そういう上に立って、ずっと再建が進められてき、努力もされてきたのでありますが、昨年の決算に当たって私は指摘をした役員体制の問題でありますとか、株主の整理の問題でありますとか、いろいろ意見を述べました。その間で提唱されております取締役等の株主総会、両方の議事録を読ませていただきましたが、取締役会については10名ということで新たに選出されております。

これらにつきまして質問をいたしますが、婦人会とか区長会とか消費生活研究会とかそれぞれ代表があるわけですが、今後ともそれぞれの団体の代表がかわれば、この取締役は交代するのでしょうか、その点について確認させていただきます。

町 長 研究の余地は充分あると思います。しかし、今のところ、それを大きく変えようということは、まだ取締役会で議論している状況ではありません。したがって、区長会の代表が変わられれば区長会の代表の方に参加をしていただく。そして、消費者研究会の代表が変わられれば、その方にバトンタッチをしていただくという方向で今のところ進んでいます。これがどうしても不都合なことが生ずるということになれば、これは改善をしていく必要が出てくるのではないかと。今のところ、去年の決算を打ちましてから、ことし1年間、その代表の構成を変えようということを私自身が提起したことはないわけでございます。

7 番 将来のことを言っておるわけではありません。今回、取締役の名前も変わられております。それはそれぞれの団体の代表が変わっておるから新しい代表が選出をされているのでありまして、現時点におきましては、それを踏襲するのですねと、町民の会社として発展するようにするんですねということを、現時点の考え方を伺ったわけです。

町 長 そのとおりでございます。

7 番 それから、監査役には区長会代表が就任をされております。一方で議会代表ということも言われておりましたが、議会は法制上もさまざまな関係からも無理ということになって、別の方が12月5日に選出をされたと前にお聞きをいたしました。監査役というのは非常に重要な役割を持っております。議会のチェックが一番重要と言われますが、もちろん議会は最終チェック機関として重要な任務を私たちは持っていると思います。

しかし、会社は会社のチェック機関として、会社の監査役というのは非常に重要な役割を持たされております。地方自治体、すなわち福崎町の監査役どころか商法によりますところの株式会社の監査役というのは、非常に重要な責任と役割を持っておるわけでありまして。年何回の監査をやられておるのかお聞きをしなければわかりませんが、単なる会計の監査だけではなく、事務や業務監査の内容も含めて行い、不都合なことがやられようとするれば、その業務を停止させる、あるいは取締役会の招集を求める。社長が言うことを聞かなければ監査役が取締役会を招集する、そういう権限まで商法によりますところの監査役は権限を与えられております。しかし、それだけの監査役の責任というものは、また重いものがあるわけです。

そういう意味から、今回、区長会代表を監査役に選任をされたわけですが、区長会の役員会を開いて、区長会として今後監査役を受けていきますと

いう決定がされたんでしょうか。区長会事務局お答えください。

総務課長 この関係につきましては、区長会の役員では諮っておりません。

7 番 単なる取締役と違いまして、監査役というのは非常に重要な役割を持っております。その意味では、私は区長会という組織として、あるいはその他の組織もそれぞれの組織として取締役や、あるいは監査役を今後受けていくというそれぞれの団体の役員会での決定というのがあってこそ町民の会社として発展をしていくということになるんだらうと。今後そういう取り組みをぜひ進めていただきたいと思います。

次に、株主問題も提起いたしました。株主がそれぞれ出発をしたときの各団体の代表に個人株として幾らか持たせておると。我々は当時委員会で追及をしておったときに、代表が変わればそれは株も新しい役員さんに移譲しなさいよということを申し上げておったわけです。当時、私は産建委員会で議論をし、委員会の意見としてまとめてこの席上で委員長報告をした覚えがございます。

しかし、そういうことがやられないで、当時の、昔のままの個人名義でずっと株が残っておる。亡くなった人、行方不明になった人もそういう形で株が残っておる。しかも事件の張本人の佐賀氏本人も株を持っておるという。まだ現況がこういう状態であるということを昨年も指摘をして、そうしてその株主の整理方を求めました。それらの株を会社で撤収して、そうして町民が安心して町費を投入してもよいという体制をつくってほしいということを訴えました。今回まだそういう点が整理をされておられません。そんな面で、一度に何もかもするのは、1年間営業を継続しながら大変困難だということでありましたから、今後この株主問題に取り組んでいただけるかどうかお尋ねをいたします。

町長 ことし1年は、銀行からお借りしておりますお金をどうするかという観点でずっと交渉を続けてきて今議会を迎えたわけです。したがって、株主問題というのは、まだ残っているというのは私も承知しております。

ただ、私が今、小林議員が言われましたことでしっかりと確認をしなければならない問題があります。と申しますのは、株券と株券の持ち主というのは株主の権利というのは、その人の意思がかなり大きな比重を持つのではないかと考えております。ですから、その権限をもらってくるということについては、当然株主の了解等が必要になってくるのではないかと。こちらがくださいと言え、はい、渡しますと言ってくださったときには、それはそれでかなりスムーズに進むのではないかと思いますけれども、株券の権限を移すというのは、こちらの思いだけで進む内容ではないのではないかとというのは私の理解でありまして、そういう努力をこれからは進めてまいりたい。

したがって、株主の問題についてもこれからは研究をいたしますけれども、それでは事件を起こした方は、絶対に株主としての権限を持てることができないのかと言われますと、そこはちょっと研究をさせていただきたいと思います。

7 番 個人株主の出発はそれぞれの団体の当時の役員さんが持たれたということですから、区長会とか婦人会とか、そういうものは法人ではないから、その婦人会の名前で、あるいは区長会の名前で株を持てないからそのときの代表が株を持ったという形式になっておるわけですから、性格・中身としてはそれぞれの団体に持ってもらってというそういうことから出発をしておるから、その代表がかわれば名義を変えるべきだという提言をしてきたということを申し上げておるわけです。

同時に、商法にも書いてありますけれども、定款によって決定している場合は、株主が勝手に株を他に移譲できないという項目もあり、そうして、この会

社の定款にも株の名義を他にゆずったり譲渡するときには取締役会の承認が必要とあるわけでありますから、それを逆に言えば、取締役会が取り組めば、先ほど言ったような死亡された方、あるいは行方不明になった人、あるいは事件の張本人、それらはきちっと会社にその株を返していただくということも取締役会として取り組めるということが、この定款の意味ではと考えてもよいのではないか。定款に照らすと、そのように私は思っておりますので、そのような努力方を求めたいということをおっしゃるのです。

町長 当然そのような努力をしてまいります、小林議員の中で、若干、私の認識と違うところがあります。

と申しますのは、それぞれの組織の代表として株券を持っておられる方もありますが、個人の権限で株を持っておられる株主も何名かおいでになるわけでありまして、そうした方々の株の整理ということはやらないというのではなしにやりますが、それはことし1年の研究課題。そして、今言われたような方向で正常な株式会社になるような努力は進めてまいりたいと考えております。

7 番 さきにも申しましたように、この定款では利益が上がれば株主にその利益を分配できるという項目もあるわけですから、事件の張本人にまで利益が分配されるということになれば、これは道義的に住民も理解しないところでありますので、そういう問題点については、ぜひ整理方を求めておきたい。

それから、貸借対照表の資産の中に掲げられております佐賀氏に対する損害賠償金、裁判で確定した2,449万円及び利息、これらについては、1年間接触をしていないということでありました。

人間は生きている以上、衣食住、食事もし、着るものも着、住まいもするわけですね。ちゃんとどこに住んでおって、どんな仕事をしておって、どういう状態であるかということを常に確認しておくということが重要じゃないんでしょうか。そうして、1カ月1,000円でも1万円でももらってくるという努力があつてこそしかるべきじゃないですか。この点はどうなんですか。再建計画では、そのうちに請求しないでほうっておいて、もう途中で全額落とそうというそんな考え方なのか、そうでないのか、もらう努力をするという再建計画なのか、その点は非常に重要だと思います。いかがですか。

町長 もらう努力は進めていく必要があると思っております。そういう面では一層強力に進めることを約束いたします。

ただし、それがもらえるかどうかということになりますと、ここのところは不確定な要素でありまして、今後の努力はいたしますけれども、そのもらってくるという約束については、今のところなかなかできかねるというのが実態でございます。

7 番 吉識議員の質疑にもありましたように、する気持ちはあるんだけどというふうには本人と接触をしたときに言ったということですけど、先ほど言ったように、1年間でたとえ1万円でも何万円でももらってくるという努力方は必要だと思います。

それから、定款の問題ですが、設立の趣旨は農業及び町内の商工業の活性化ということでありました。今回、定款の改正がされたということがあつて、どこが変わったのかと聞きますと、農業振興ということ定款の冒頭に入れたということでありまして。それなら設立の趣旨どおり、農業及び商工業の振興ということで、商工業の振興ということもこの定款の中に書いておくことが大事ではないかと。その会社がどんなものを売ったりつくったりしますよということだけではなしに、町内の商工業の振興も農業振興とあわせてこの会社の事業目

的とするということにしてこそ、設立当初の目的に合うと思うんですね。今回のこの定款の改正の農業振興だけを入れたというのは、ちょっと不十分な改正じゃないかと思うんですね。そんな意味で、商工業の振興も定款の目的に入れていくというふうに考えていただけないでしょうか。

町 長 そのことについては、そのようにいたしたいと思います。

7 番 そういうことで、会計の問題については、営業努力もしていただく等も必要ですし、経済情勢も変わりますので、いろいろ先行き不透明な部分もありますけれども、会社の体制そのものは本当に町民が、我々の会社だと思えるような体制づくりは整えてほしいというのが私の質問の趣旨でありますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

12月8日、本会議2日目において、13件の案件がそれぞれの常任委員会に付託され、慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長あてに審査報告書が提出されております。

また、9月定例議会で設置しました道路線等級調査特別委員会並びに議員定数調査特別委員会におきましても、それぞれの調査事項について結論づけがなされ、議長あてに調査報告書が提出されております。

これから各委員長からその報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、審査をお願いした順によりしくお願いをいたします。

まず、総務文教常任委員会からの報告でございます。事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

東森総務文教 失礼します。総務文教常任委員会から報告いたします。

常任委員長 付託案件、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号の議案5件について慎重審議をいたしました。審査の結果は、事務局が朗読のとおりです。

議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号の案件4件について全員賛成で可決することになりました。また、議案第81号につきましては、委員より修正案が出されました。採決の結果、可否同数のとなり、委員長採決により修正案は否決となりました。町長から提出されています議案第81号につきましては、採決の結果、可否同数となり、委員長採決により原案は可決となりました。その審査について補足説明をいたします。

去る12月9日に町長、副町長、会計管理者、各担当課長出席のもと、委員会を開催いたしました。

議案第77号、兵庫県町土地開発公社定款の変更について、関係法令文の資料提出並びに説明が行われました。

議案第78号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について、定員が60名になっていることについて、過去5年の実績で決めたとのことでした。

議案第79号、福崎町幼児園設置条例の制定について、保育士と幼稚園教諭が

一緒に仕事をするため人間関係が危惧されるかという質疑に対して、人間関係が一番大事なので、合同で研修し話し合いの機会を数多く持っていると言われました。

議案第80号、福崎町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、子育てに関する相談窓口は、子育て学習センター、保健センター、子育て支援センターと3カ所になるが、どこで相談すればいいのか迷うのでないか。わかりやすい指導をしてほしいとの問いに、各センターの業務内容を広報等で周知したいとのことでした。

議案第81号、平成20年度福崎町一般会計補正予算（第3号）につきましては、主に商工費、商工業振興費、1億1,624万5,000円を株式会社もちむぎ食品センターに無利子融資するについて質疑が行われました。もちむぎ食品センターが果たす農業振興、地元商店街の活性化及び産業振興、返済計画の確実性、補償や担保の問題、経費削減並びに営業努力と今後の経営施策など本会議同様に質疑がなされました。

委員から修正案が提出されました。但陽信用金庫と兵庫西農協については、一括返済の話は既についているので時期をずらしたらどうか。これからの会社の経営計画、返済計画を確立させてから次の定例会で第2次貸付としてはどうかという内容でした。

なお、委員会では議論されませんでした。但陽信用金庫については、平成15年3月24日の本会議において、金庫がセンターに対して再建資金として融資する1億4,710万9,000円を限度として利息とともに福崎町が債務保証を行うことについて、福崎町と但陽信用金庫との間で債務保証契約を締結することが議会で可決されています。

今回の補正予算における株式会社もちむぎ食品センターの再建貸付金1億1,624万5,000円のうち、但陽信用金庫に対する返済は9,021万1,000円、その中で短期借入れを行っている1,500万円を除いた7,521万1,000円が債務保証契約の対象になるということです。

今回の補正予算は、再建計画によって金融計画に対して債務免除要請に今まで応じていなかった、みなと銀行、姫路信用金庫の両金融機関が今年度に町が行った交渉によって55%の債務免除に、一括返済を条件に応じてくれたことと同時に、但陽信用金庫、兵庫西農協の返済も同時に行うということになっています。しかも但陽信用金庫に対しては、議会が承認している7,521万1,000円も含んでいることを理解しておかなければならないと思います。

株式会社もちむぎ食品センターの利息支払いを軽減して資金繰りを楽にすれば会社運営そのものが改善していきます。事業を前に進めていくために大きな効果が期待できます。そして、今がチャンスです。この機会をのがせば会社の存続も危ぶまれ、もしものときには但陽信用金庫に対して債務保証の支払いが福崎町に発生することになることを考えておかねばならないと思います。

以上、付託議案5件について、委員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。皆様のご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

訂正いたします。議案第78号におきまして、定員が60名と申し上げましたが、90名に訂正をお願いいたします。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明といたします。

議長 総務文教常任委員長からの補足説明が終わりました。

委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議

議 長 ないようでございますので、これで総務文教常任委員長報告に対する質疑を終
結いたします。

次は、民生常任委員会からの報告でございます。事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

高 井 民 生 失礼いたします。民生常任委員会から報告をさせていただきます。

常 任 委 員 長 結論的には事務局が朗読のとおりでございます。若干の補足説明をさせてい
ただきたいと思います。

12月8日、議会本会議において、本委員会に付託されました6議案につきま
して、12月10日、役場第1委員会室において関係各位出席のもと、慎重に
審査しました。

審査の結果は、6議案とも全員賛成で原案のとおり可決させていただきました。
その中におきまして、各議案の質問事項主なものをご報告させていただき
たいと思います。

議案第82号、平成20年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
1号)につきまして、議員から、共済掛金の率は変わったのかという質問に対
しまして、会計、一般給与、1000分の9.22、期末で1000分の7.3
8という回答をいただき、また、交付税の算出を含んでいるのかということで、
町の持つ分のみという回答でございましたけれども、その説明の資料をこのよ
うな形で各委員さん方にお配りさせていただいておると思いますけれども、そ
の中で、平成20年度当初予算と補正予算での共済費負担金の率の違いという
ことで、一番下の当初という分につきましては、19年度の掛け率、補正とい
う分につきましては20年度に入って示された数字ということで説明を受けて
おりますので、お含みいただきたいと思います。

次に、議案第83号でございますが、平成20年度福崎町老人保健事業特別
会計補正予算(第1号)につきましては、件数が減っているがどのようなこと
か、その回答に対しましては3月は通常、4月以降は、件数が少ないが単価的
に高いとの回答でございました。

次に、議案第84号、平成20年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算(第1号)につきましては、給料の明細ということで1名の割当は適正か
ということで、業務量、または健康保険の職員が上がっているのも、それをも
とにしているということでございました。

次に、議案第88号、平成20年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)
につきましては、職員が退職しているがということに対しまして、現状対応で
しているということと、そして、職員の方がみんな協力し合って今の事業を進
めているという回答でございました。

また、それに含みまして、時間外手当が増えていないのはどういうことかと
いうことでございましたけれども、担当課長からは、先ほど申し上げましたよ
うに、1名減った分につきましては残りの職員が一致協力して対応している
というのでございます。全国、県の統計を見ても福崎町は特に負担が多いので
今後の対応はというような形のものもございましたけれども、努力方するとい
う担当課長のお答えでございました。

89号につきましては、特にございませんでした。

以上で、民生常任委員会のご報告とさせていただきます。議員におかれまし
ては、委員会の経過も含み、よろしくご配慮のほどお願い申し上げます。

議 長 民生常任委員長からの補足説明が終わりました。委員長に対する質疑がござい

ましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、これで民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

しばらく休憩いたします。再開は１４時２０分といたします。

◇

休憩 午後２時０２分

再開 午後２時２０分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。
事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。
難波産業建設 産業建設常任委員会から、議案の審議内容について報告を申し上げます。
常任委員長 審議の結果につきましては、ただいま事務局の朗読のとおりでございます。
本委員会には、１２月８日の本会議で議案２件が付託をされました。１２月１
１日に委員会を招集し、町長ほか関係課長等出席のもとに開会をいたしました。
議案第８６号、平成２０年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第
１号）について、議案第８７号、平成２０年度福崎町公共下水道事業特別会計
補正予算（第１号）について、担当課長より説明を求め、審議をいたしました。
両議案とも人事異動による給与、手当等を補正するものでございます。
委員からは、特に質疑、討論等がございませんでした。全員賛成で原案を可
決することといたしました。

議 長 委員の皆さん方のご賛同を賜りますようによりしくお願いを申し上げます。
ただいま産業建設常任委員長からの補足説明が終わりました。委員長に対する
質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、これで産業建設常任委員長報告に対する質疑を終
結いたします。

次は、道路線等級調査特別委員会からの報告でございます。お手元に配付し
ております報告書に基づいて委員長から補足説明を求めます。

難波道路線等級 道路線等級調査特別委員会からご報告を申し上げます。

調査特別委員長 委員会は、１０月２２日、１１月６日の２回、開催いたしました。

１０月２２日は各自治会に町道等級見直し路線図の素案に対する意見、要望
の提出を文書で依頼を申し上げます。提出された意見、要望について、事務
局から路線理由等の説明を受け、委員からそれぞれ意見を提言しました。議会
としても意見、要望箇所の現地を調査した上で委員会としての意見を取りまと
めることといたしました。

１１月６日、各自治会から提出された意見、要望箇所の現地調査を実施いた
しました。議員２班に分かれ、それぞれの路線を十分調査をし、そして、その
後に委員会としての意見を協議、取りまとめを行い、町に対して意見書を提出
いたしました。あわせて、関係自治会へも委員会としての取りまとめ結果を通
知いたしました。

以上で、所期の目的が達成されましたので、当特別委員会は消滅をいたしま
した。

道路線等級調査委員会からの報告とさせていただきます。

議長 ただいま道路線等級調査特別委員会からの補足説明が終わりました。委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、これで道路線等級調査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、議員定数調査特別委員会からの報告でございます。お手元に配付しております報告書に基づいて委員長から補足説明を求めます。

富田議員定数 失礼いたします。

調査特別委員長 今年9月8日、本会議におきまして特別委員会が設置され、本会議終了後、互選により図らずも私、富田が委員長、副委員長に石野光市議員が指名されました。

委員会の名称は、議員定数調査特別委員会と決め、9月18日、第1委員会室におきまして全員が出席し、開催をいたしました。

内容は、議員提案のありました福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてでありました。提出者より提案説明を受け、意見交換をいたしました。

兵庫県は、1949年、昭和24年に町村議会議長会が発足し、当時25の郡356町村で構成されていきました。しかし、その後、幾度となく合併が繰り返され、現在では8郡12町になり、いまだに歯止めがかからない状態であります。近年では、その矛先が議員定数に発展いたしまして、各議会におきましては、定数の問題に対し、真剣に議論をされているようであります。

福崎町議会におきましても、以前から少数の議員がこの定数問題に対し検討をし、調査・研究をしておりました。このたびの福崎町の定数減の発端は、本年4月22日の福崎町区長会から町長、議長に要望書が提出され、その内容につきましてはご承知のとおりでございますが、少し紹介しますと、国の進めた三位一体の改革で税収の落ち込みにより財政難から全国の市町村で議員定数の削減に取り組んでいて、このような状況を踏まえて福崎町におきましても、町議会の定数を2名削減されるよう要望しますとの内容でありました。

福崎町議会の中には、区長経験者及び現職区長さんも数人いまして、直接住民からいろいろお話も伺っているようであり、今回は議員定数調査特別委員会を設置し、議員の皆さんから多面的考察をいただいたわけでございます。

発言の内容から判断しますと、三つの意見に分かれることになります。

その一つは、削減に慎重派であります。

現在、地方分権に力を入れる時代に突入しており、自治体の仕事も増えつつある。また、重大な仕事にも取り組んでいかななくてはならない。それに委員会に関係する協議事項もたくさんあり、委員会の役割が果たせなくなるのではないかと。まして議員が少ないということは住民サービスの低下にもつながり、町のためにはならないと思う。それぞれの議員が専門的な知識を発揮し、調査をしたり、行政のチェック機能を十分に果たしていくためには、議員定数は現状維持が望ましいとの意見でありました。

その2は、中立的な立場の方の意見であります。

自分からは進んで行動は起こさないが、住民に選ばれて議員になっているので、よく考えて行動したい。時代に流されるのではなく、どちらかに決まればそれに従っていく等であります。

その3は、削減の推進派であります。

現在、兵庫県内で福崎町より人口の多い町は7町ありますが、その中で、稲

美町、太子町、猪名川町など3万人以上の町では定数16の議員で議会構成が成り立っている。我が町は人口約2万人なのに定数18人ということは、財政改革での経費の縮減に対し、議員みずから身を削るのが本意ではないのか。それに、現在1名欠員されていて、17名で議会の役割を果たしていて、これといった支障もなく議会運営ができています。まして近年は、情報社会で町民の方が情報を早く入手しているようにも思える。そういう中で、町民感情や今の社会情勢に合わせた議員定数を設置すべきではないか。2名削減は妥当であるという意見でありました。

このように議員各位の意見が交わされ、1回目の委員会では、最終的な結論を得ることができませんでした。今後、他町の動向を見ながら調査、研究をする機会を設けるため継続審査とし、この日の会議を終了したわけでございます。

2日目の会議は10月22日に開きました。出席委員17名、午後から1名欠席であります。前回から数えて34日が経過し、各委員も調査・研究をした上で出席し、意見を交換しました。事務局からは、県下12町の議会に関する資料を出していただき、委員もそれを参考に意見を述べたり、質問する委員もありました。

削減に慎重派の意見としては、議員定数を削減した議会では一般質問の人数が少なくなったり、それに議案に対しての即決が多く、住民の意見、要望が反映できていないのでは。それに会議の日数も少なく、即決が多いということは慎重審議がされていないのではないかとこの意見でありました。

次に、委員会構成について、どのようにしていくのかとの質問に対し、提出した議員からは、委員会は今までどおり3委員会とし、6、5人の人数を考えているとの答弁がありました。

次に、議員定数を減らさないで報酬を減らす方向で考えてはどうかの意見が出てきました。具体的には、今の報酬を3万円から5万円下げれば住民の意向、言葉も変わってくると思う。それに同じ議員数を減らすのであれば12名ぐらいいとの意見でありました。

県下の議員報酬を調べてみると、最高が30万円、定数18名であります。最少が19万2,600円で定数20名となっており、福崎町の財政力からすれば、議員報酬は現状が妥当ではないかと考えました。

定数の12名については、上郡町が本年9月の選挙で16名から12名になっていて、人口も福崎町と余り変わらないが、議員報酬は27万1,000円で、県下の平均を上回っている。要するに、定数の削減は経費の問題が表面化している今、議員定数が減ったら議員が今以上に活動すれば解決するのではないかと考えました。

また、他の委員からは、今は定数減を問題にしているので、減らすか減らさないかの大枠を決めてから委員会等の構成について議論すべきであり、細部については決まった後でしたらどうかとの意見も出ました。

次に、区長会からの文章について意見が出ました。定数問題について、区長会の基本的な考え方をお聞かせいただきたく機会を持つべきだとの多数の意見が出まして、その後に委員会を持つ計画をし、継続審議としたわけでございます。

3日目の会議は、11月27日に開催をいたしました。欠席者は2名ありました。2日目終了後より35日の調査期間を経て会議を再開いたしました。

さて、区長会からの回答は、11月14日付で議長に届きました。内容を一部紹介しますと、意見交換会を開催しましても区長会としての意見が変わるこ

とはありません。したがって、意見交換会については開催いたしかねますので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。このように文面はもっと長く丁寧に書かれていたわけでございます。

そこで今回は、区長会からの要望と議員定数を分けて意見交換するようにお願いをし、会議を進めました。私が調査したところによりますと、来年21年に実施される兵庫県下の地方選挙では12の市町で実施され、ほとんどの市町で議員定数の削減になっていました。

ちなみに、赤穂市では24から20名に、多可町では18名から14名になっています。これも行財政改革なのかと思い、議員1人にかかわってくる責任の重さを感じたわけであります。

3日目になり意見も同じことの繰り返しになり、変わった意見が出ないため、1人ずつ自分の意見を語ってもらいました。

1人の方は、民主主義の基本は全体主義、それを代表にいただいたのが議員である。多くの意見を行政に反映させるためには数が必要。もっと議論をされては。

次の方は、私は削減に賛成です。世の中の推移を見ながら、また議会改革が進められているので、議員の資質向上により議員と住民の距離は縮まるはずだ。

また、次の議員におきましては、定数減は区長会からの要望として出されたが、町民の考えはどうか。議会の責任で結論を出すべきではないか。

次の議員は、有権者に聞いてみると、議員定数を減らすべきとの意見があった。議員削減もいいが、今の報酬で議員活動ができるのか、議員の生活の保障もというふうに言われております。

次の方は、住民の声として県下ほぼ削減している。福崎町は一体どうなっているのか。住民の代表の区長から意見が出ているので考えていくべきではないか。

次の方は、削減してどんな議会活動ができるのか。16人で本当にできるのか。議会に課せられた責務、役割を住民に的確に伝えないと、もっと減らせということになる。

次の方は、地方分権が進み、行政に求められることは増えている。もっと若い人に議員になってもらいたい、生活がある。議員はいろいろと制約がある。

次の方は、具体的に今のメンバーで将来のことを考えて若い人が議員になりやすい体制づくり、定数に関しては世論よりも自分の考えで判断しますという意見。

次の方は、区長会の要望を受けての削減であり、次期選挙のことなので本日採決をとってほしいとの意見も出ました。意見ももう出尽くしているということでございます。

次の方は、私は、削減の推進筆頭です。意見を聞いてから勉強するでは遅過ぎる。このことは前回の選挙から言っている。減らしてやっていけないのは能力不足ではないか。

次の方は、私は、削減に賛成です。今回16にしたら次は14になる。これも自然の流れである。姫路市と合併していたら福崎町の議員は2名になっていたはずだ。

次の方は、基本は議員個人の資質向上が大切。後期基本計画のアンケート結果によると、10から12名の声もある。大切なのは住民の声である。

次の方は、定数削減を望む声が多くある。議員がしっかりチェックし、報告できるようにならなければならない。ますます議員に課せられる責務がふえて

くる。

最後の方ですが、議会改革と簡単に言うが、一度決めたらもうやり直しのきかないことになってしまう。無責任な結論になってはならない。もっと慎重に議論をされたい。

このように出席者全委員の発言を箇条書きですが、報告をしておきます。

そこでもっと議論を、いや、採決をと意見が出て、いつまでも平行線のように実がないので、この場で採決をとるか、とらないかの採決をとることにいたしました。その結果、提出委員について賛成多数で本日、これは11月27日ですけども、採決をすることになりました。

その直後に修正動議が委員から提出され、暫時休憩を取ったわけでございます。会議を再開し、提出委員の説明を受けることにしました。その内容は、発議第4号、福崎町議会の定数を定める条例の一部を改正する条例について、同案の一部を次のように修正するというので、16人を12名に修正することでした。提出者に対していろいろな意見もありましたが、本日この場では結論のみを報告させていただきます。

修正案に対して質疑、討論、採決をとった結果、賛成少数で否決されました。

次に、今回の議員発議18名を16名にすることについて、反対討論が2名から出ました。

1人の方は、質疑のとおりですが、議員に課せられた職務が広がっている中で、議員数確保は必須条件、住民に応えるために民主主義の立場からも委員会構成は三つが必要であり、減らしてから後の運営を考えることは無責任すぎる。削減に反対するとの討論でございます。

もう一人の方は、住民の声を町政に届けるには、議会がしっかりしなければならない。機能強化への期待を感じる。それに公共下水道など山積する町政課題、国からの事務移管などがあり、現状維持が必要との反対討論がありました。

賛成討論はありませんでした。

そこで討論を終結し、採決に入りました。議員定数を18名から16名にする議員発議について、賛否の結果、賛成多数により委員会として議員発議は可決するものと結論づけをしたわけでございます。9月8日に委員会を設置されてから、ちょうど80日目で結論が出たわけであります。本日、議員各位におかれましては、適切妥当なる結論づけをお願いしたいと思います。

以上で、議員定数調査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

以上です。

議長 ただいま議員定数調査特別委員会からの補足説明が終わりました。委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、これで議員定数調査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって委員長報告並びに委員長報告に対する質疑を終結します。

日程第3 討論・採決

議長 次の日程は、討論・採決等であります。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、議案第77号、兵庫県町土地開発公社定款の変更について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 77 号、兵庫県町土地開発公社定款の変更について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 77 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次は、議案第 78 号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 78 号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 78 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次は、議案第 79 号、福崎町幼稚園設置条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 79 号、福崎町幼稚園設置条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 79 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次は、議案第 80 号、福崎町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 80 号、福崎町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 80 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(「議長」の声あり)

1 0 番 動議を提出します。
次の議案第 81 号、平成 20 年度一般会計補正予算(第 3 号)に対して、修

議 正案動議を提出します。
長 しばらく休憩します。

◇
休憩 午後 2 時 4 5 分
再開 午後 2 時 4 7 分
◇

議 長 会議を再開いたします。

次は、議案第 8 1 号であります。本案に対し、広岡議員ほか 1 名から修正案が提出されております。

それでは、これから修正案と本案をあわせて議題といたします。修正の動議について事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに提出者、広岡議員から説明を求めます。

1 0 番 議案第 8 1 号、平成 2 0 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）に対する修正案について補足説明をいたします。

次ページをご覧ください。議案第 8 1 号、平成 2 0 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）の一部を次のように修正するものです。

第 1 条中、2 億 5, 5 5 0 万円を 1 億 5, 6 2 8 万 8, 0 0 0 円に、7 2 億 4 9 0 万円を 7 1 億 5 6 8 万 8, 0 0 0 円に改めるものであります。

第 1 表、歳入歳出補正予算の一部を次のように改めるものでありまして、その下の第 1 表をご覧ください。

まず、下の歳出であります。款 6 商工費、項 1 商工費、補正額 1 億 1, 8 0 0 9 万 6, 0 0 0 円を 1, 8 8 8 万 4, 0 0 0 円に修正するものであります。したがって、歳出合計は 2 億 5, 5 5 0 万円が 1 億 5, 6 2 8 万 8, 0 0 0 円に、合計 7 2 億 4 9 0 万円が 7 1 億 5 6 8 万 8, 0 0 0 円に修正となります。

歳入をご覧ください。それに見合う歳入としまして、款 1 0 地方交付税、項 1 地方交付税につきましては、補正額 6, 5 0 4 万 6, 0 0 0 円を今回補正せずにゼロ円、款 1 8 繰入金、項 2 基金繰入金 1, 4 0 0 万円を同じく今回補正せずにゼロ円、款 1 9 繰越金、項 1 繰越金 6, 3 3 4 万円を下記歳出に見合う 4, 3 1 7 万 4, 0 0 0 円に修正するものであります。

修正に関しての説明書を申し上げます。次のページをご覧ください。

この補正予算第 3 号は、歳入歳出それぞれ 2 億 5, 5 5 0 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 7 2 億 4 9 0 万円とするものであるが、歳出の款、商工費、目、商工振興費、節、貸付金に計上されている株式会社もちむぎ食品センターへの 1 億 1, 6 2 4 万 5, 0 0 0 円の再建貸付金を補正予算案より減額修正するものであります。予算計上の 1 億 1, 6 2 4 万 5, 0 0 0 円は、同センター 1 9 期決算での長期・短期借入金合計 1 億 3, 5 5 1 万 4, 2 4 2 円のうち、このたび一部債務免除にに応じていただけることになったみなと銀行、姫路信用金庫の減免分 5 5 % を差し引いた額と、既に減免に応じていただいている但陽信用金庫、J A 兵庫西の借入残金の一括返済の合計となっています。この修正案は、予算案の再建貸付に 1 億 1, 6 2 4 万 5, 0 0 0 円より 9, 9 2 1 万 2, 0 0 0 円減額してみなと銀行返済分 1, 2 4 6 万 5, 0 0 0 円、姫路信用金庫返済分 4 3 8 万 8, 0 0 0 円の合計 1, 7 0 3 万 3, 0 0 0 円に修正するものであります。

理由として次の 4 項があげられます。

1、再建計画書が示されていない。補正予算事項別明細での説明ではっきりと株式会社もちむぎ食品センター再建貸付金としながら、産業課資料での貸付

金の返済計画のみで平成14年当時のような再建計画書が示されていない。

第2に、再建金貸付に対する安全性が担保されない。本会議負託委員会での町長答弁及び平成15年からの同センターの再建実績をかんがみて、産業課資料にある返済計画書どおりの再建返済は困難と思われ、公金の無担保、無金利、3年据え置きでの20年間返済に対する安全性が見えないことにあります。

再建金貸付に対する将来としての経営戦略が示されていない。この貸付金は同センター借入金の返済のみで、公金貸付に切りかわっての権利負担が減じるだけであります。

ここ数年の同センターの決算監査で監査役より指摘がなされている販売力強化への経営戦略が示されていません。みなと銀行、姫路信用金庫に関しては、今回債務減免に応じていただけるとのことであり、返済を急ぐ必要があります。

以上であります。しかし、この修正案は、同センターの再建及び公金貸付に反対しているのではなく、多額の公金貸付への安全性の証として、1、経営アドバイザーなど経営に関する有識者を交えての十分な検討がなされた長期経営戦略を早急に作成させるべき。

2、その長期経営戦略をもとに、今回減額修正する金融機関の借り入れ分返済を含む必要資金を積算すること。

3、その必要資金の調達手段を多面的に検討し、最後に残った必要資金を第2次の公金貸付とすることができるだけ期間の短い返済計画書を作成する。

以上、同センターの前記3項目の町民への説明のできる再建計画書類が作成され次第、この議会に提案されるべきであります。

それでは次、事項別明細で内容について説明いたします。

下の歳出をご覧ください。

商工費、目、商工業振興費、節、貸付金で一番右の説明にあります株式会社もちむぎ食品センター再建貸付金1億1,624万5,000円を1,703万3,000円に修正します。

それに見合う歳入の補正として、上記歳入の地方交付税の節、地方交付税6,504万6,000円をゼロ円に、繰入金の基金繰入金、節、財政調整基金繰入金1,400万円をゼロ円に、繰越金、目、繰越金の節、前年度繰越金を今回の補正6,334万円を4,317万4,000円に修正するものであります。

以上の修正案であります。

以上、各議員もお気づきのことと思いますが、今回の公金貸付については口頭での説明のみで、処理的に安全性も将来性も全く見えないものでありまして、このまま議案どおり承認することは議会で十分なチェックをした証が残らないことになります。議員各位には、以上の修正内容をご理解いただき、ぜひともこの修正案にご賛同いただきますようお願い申し上げ、補正予算修正の案といたします。

議 長 以上で説明は終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7 番 提案者に質問をいたしますが、ご承知のように、前に再建計画を立てて但陽信用金庫に減額をしていただいた残額を町として債務保証をするというそういうことを行ったわけでありまして、それはほかならぬ当議会で議決して、福崎町という団体意思の決定として行ったわけでありまして、そういう流れからいきますと、当然、残るみなと銀行、姫路信用金庫等との話し合いがつけばそれについても町が債務保証をしなければならないという性格のものであります。

したがって、既に決定している債務保証は変わらないわけでありましてか

ら、わざわざこれを減額させるということよりも、趣旨で言われておりますこの再建計画の期間の問題等を含めて、納得のいくものにさせる、そういうことの方が重要ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

- 1 0 番 確かに、お話のとおり、以前に契約債務減免に応じていただいた但陽信用金庫、J A兵庫西などに関してはそのとおりであります。今回は、それらが町からの公金貸付に切りかわる。その担保がはっきりとれていないので、私たちは住民に対する説明としてこういうきちっとした第2次とも言える再建計画書を出していただきたい。新しい売上増も含めた長期経営戦略、それとともに、さらに先ほど小林議員も言われておりましたが、元専務に対する長期貸付金なども含めて本当に必要な資金を積算していただいて、これならやっていけるという資金を多面的に、ただ単に町から出すだけでほかに案はないのかということも検討した上で、そういう書類を証として出していただいたなら、最後にそれならば公金貸付でされたらいいんじゃないかと。それがまだこの20期、8月までには時間がありますので、それを早急に作成されてから、議会に提案されるべきであるとして書いております。出た時点では貸付けもやぶさかではないと思っております。あくまで再建の書類などを文書できちっと出していただきたいということでもあります。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、質疑を終了します。

これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

それでは、原案について賛成の討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 なければ、原案及び修正案に対する反対の討論ございませんか。

- 1 1 番 私は、議案第81号、平成20年度福崎町一般会計補正予算(第3号)の原案に反対の討論を行います。

今回提案されました補正予算は、歳入歳出それぞれ2億5,550万円を追加し、歳入歳出それぞれ72億490万円とするものであります。歳入、商工費、商工業振興費貸付金の1億1,624万5,000円に問題があるからでございます。

1億1,624万5,000円は、株式会社もちむぎ食品センターへの再建貸付金との説明がありました。今議会2日目の質疑でも長時間多くの議員から質疑がなされたことはご高承のとおりでございます。付託されました9日の総務文教常任委員会でも多面的に疑問点が問いただされまして、先ほどの委員長報告にもございましたように、修正動議も提出されたところであります。

さて、この議案は、福崎町が金融機関にかわり株式会社もちむぎ食品センターに3年据置き後、20年間での支払いで、その間、無利子で融資するというものであります。会社設立時の大きな目的である農業の振興と中小商工業者の活性化やこれまでの経緯を考慮すると、同社を存続、拡大発展させることに異を唱えるべきではないと考えます。

しかしながら、融資するとなりますと、相手企業の成長性、融資の安全性、透明性を検証し、確実に返済が完了するかどうかをチェックする必要があります。

8日2日目の質疑や委員会での質疑、また、本日の総括質疑は、まさにこのためのチェックでありまして、多くの資料を参考にしながら确实満額返済を貸付先の企業の嶋田社長に直接お聞きをしたものであります。結果は、残念ながら确实満額返済を確信させる説明ではありませんでした。

返済計画では、先ほども述べましたように、これから２３年先に返済完了というものですから、この場にいるだれもが責任をとることがない無責任貸付になります。融資の安全性と言いますと、担保、個人保証、期間保証が常識的なものです。当該会社には担保となる資産がありません。しかるべき期間保証は、債務超過であるため、していただけないものと思われます。残る個人保証も社長はしないとの回答でございますから、安全性は担保されません。透明性についても融資金額は、みなど、姫信、但陽、ＪＡ兵庫西からの現在の借入金合計がそのまま融資金額になっているだけのもので、他の資金調達方法があるにもかかわらず、検討すらなされず、社長と町長が同一人物であるゆえに安易なものでございます。成長性もこの資金を注入していただき、こつこつ誠実に経営していくことが担保だとの答弁や、新しい経営戦略が示されないところ、また、今期決算までの１０年間の売上高推移、厳しくなった世界の経済状況を勘案しますと、残念ながらこれまでを踏襲するのが精いっぱいではと推察できるわけでございます。

平成１５年３月議会で示されました再建計画が実質的に破綻したにかかわらず、その原因の根本的な検証もなされずに再建が可能か否かは火を見るよりも明らかでございます。同社は、昨年１２月の議会での越年審議に見られたように、常識では考えられない惨状で、その経営状況を露呈しました。本年１月から３年間、毎月３０万円を取締役の報酬にすべく福崎町が補助をしておりますので、レストラン、売店部門の売上げが若干伸びた以外に本質的に何ら変わっていないのであります。資産勘定にある実態のない長期貸付金や未収利息などを計上して実態をわかりにくくし、小口株主に対する問題も何ら手がつけられず放置したままであります。

こつこつ誠実にやるが担保になり得るかどうかわかりませんが、私は、これまで数え切れないほど、このもちむぎ食品センターについてはお尋ねをしてまいりました。損をしようと思って経営しているわけではないという社長の答弁もありました。利益を上げようと思ってなかなか利益が出ないのが現実でございます。善意の経営者だから返済を免除するなど一般的には考えられません。

再建とは、ということで私は国語辞典を引いてみました。書いてありましたのは、衰えたりうまくいかなかったりした会社や団体などを改めて組織し直すこと、と書いてありました。私は、この改めて組織をし直すことというところが非常に重要だと思っております。資金の注入のみで再建可能と考えるのは大きな間違いでございます。株式会社もちむぎ食品センターは、ここで一度立止まり、早急に会社を組織し直す必要があります。このまま融資をしましても、株式会社もちむぎ食品センターの経営は、幼児のお店屋さんごっこと同様の経営ごっこで、再度、追加貸付の申し出が想定されます。

町長と議員の皆さんに申し上げます。予算編成に当たっては、１番、投資効果や、２番、優先順位を考慮してとさんざんこれまで聞いてまいりました。この点につきましても説明がございませんでした。皆さん、納得できたんでしょうか。町政をスムーズに進めるために、この件以外の補正とみなど、姫信への対応を熟考して、これから採決もあるわけでございますが、そういう意味で返済計画を根拠づけるしっかりした戦略計画のない無謀な補正予算をそのまま賛成することはできません。町政のチェック機能を働かさなければならぬ議会議員は、２万福崎町民の幸せのため、勇気を持ってこの議案に反対しようではありませんか。

以上、議案第８１号、平成２０年度福崎町一般会計補正予算（第３号）の反

対討論とします。議員各位には理由をご理解のうえ、反対にご賛同いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議 長 原案に賛成の討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 修正案に対して賛成の討論もございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

これから議案第81号、平成20年度福崎町一般会計補正予算(第3号)についての採決を行います。

まず原案に対する広岡議員ほか1名から提出された修正案について採決します。修正案に賛成の方は、起立願います。

(起立少数)

議 長 起立少数であります。

したがって、修正案は否決とすることに決定をいたしました。

次に、原案について採決します。原案について賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第81号、平成20年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決されました。

(「議長」の声あり)

3 番 今、可決いただきました議案第81号に対して、決議をつける動議を提出いたします。

議 長 しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後3時12分

再開 午後3時13分

◇

議 長 会議を再開いたします。

この際、ご報告申し上げます、お諮りをいたします。

先刻、議案第81号に対し、宮内議員ほか1名から動議が提出されました。それらはお手元に配付しているとおりでございます。

お諮りをいたします。動議の件を本日の日程に追加し、直ちに本件を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、宮内議員ほか1名から提出されました動議の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

それでは、動議について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに動議の提出者に説明を求めます。

3 番 失礼をいたします。

では、決議を説明いたします。朗読をもって説明とさせていただきます。

まず、2ページをお開きください。

決議、1、町長は、株式会社もちむぎ食品センターへの1億1,624万5,000円の再建金貸付に際し、同センターに対して経営アドバイザーなど経営に関する有識者の助言を得ながら可及的速やかに長期経営戦略を策定させ、直

ちに議会に報告すること。

1、町長は、株式会社もちむぎ食品センターへの1億1,624万5,000円の再建金貸付その返済計画及び前項の長期経営戦略について、町民への説明責任を果たすこと。

1、町長は、元専務への長期貸付金及び貸付利息について、いま一度回収努力を行うよう株式会社もちむぎ食品センターに対して強く指導を行うこと。同時に、元専務及び発生した経営責任（役員抛出）を果たしていない小口株主に対して株券の回収を行うよう指導すること。

1、町長は、株式会社もちむぎ食品センターの事業活動において追加の公金貸付が発生しないよう細心の注意をもって指導に当たること。

以上でございます。議員各位には、決議の趣旨を理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 これより動議に対する質疑に入ります。

それでは、平成20年度福崎町一般会計補正予算（第3号）に対する決議の動議の提出について、ご質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、平成20年度福崎町一般会計補正予算（第3号）に対する決議動議の提出について討論を行います。討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第81号に対する動議について、賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議 長 起立多数であります。

よって、議案第81号に対する動議は可決されました。

次に、議案第82号、平成20年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第82号、平成20年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第82号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次は、議案第83号、平成20年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第83号、平成20年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 83 号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次は、議案第 84 号、平成 20 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論がございましたらどうぞ。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 84 号、平成 20 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 84 号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次は、議案第 85 号、平成 20 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論がございましたらどうぞ。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 85 号、平成 20 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 85 号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次は、議案第 86 号、平成 20 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論がございましたらどうぞ。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 86 号、平成 20 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 86 号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次は、議案第 87 号、平成 20 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論がございましたらどうぞ。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第 87 号、平成 20 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第 87 号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次は、議案第 88 号、平成 20 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第 88 号、平成 20 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第 88 号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次は、議案第 89 号、平成 20 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第 89 号、平成 20 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第 89 号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次は、発議第 4 号、福崎町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

8 番 発議第 4 号、福崎町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、本案に反対の立場から討論を行います。

福崎町政における議会の役割を住民の負託にこたえて積極的に果たしていく上で議員定数は何名が適正かという基本的な立場から考えなければならないと考えるものです。

まちづくり、福祉、教育等、住民の代表として住民の願いを町政に公平の観点を保持しながら生かしていくということが肝要であると考えます。利権や不正、不公平が町政に持ち込まれることのないようチェック機能が常に十分果たされていくことが必要でありますし、まちづくり、福祉、教育等住民生活にかかわるさまざまな分野の町の行政情報の公開を図りつつそれに精通し、住民の利益を守るための立場、総合的な町発展を目指す立場から住民の多様な意見や要望を町政に反映していくために行政と議会のふさわしい関係を維持し、発展させていくためにも、また、議会のさらなる活性化を図る上でも現行の総務文教、民生、産業建設の三つの常任委員会で各 6 名の定数、1 名の議員が一つの常任委員会に属するという現行の体制を維持するために今の定数 18 を維持することが適正と考えます。

先行して議員定数の大幅な削減を行ったところで、総じて議会活動、委員会活動、議案審議、一般質問でも低調という例も考慮すべきであります。

以上をもって、私の反対討論といたします。議員諸兄の賢明なるご判断を願うものでございます。

議長 賛成討論はございませんか。

3 番 賛成討論を行います。

発議第4号、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、私は、福崎町議会の定数を定める条例の一部を改正する条例議案の賛成者の一人として賛成の討論を行います。

篠山市の合併を皮切りに、平成の大合併により兵庫県下では21市72町から29市12町となり、とりわけ県下の未合併6町、猪名川町、播磨町、稲美町、太子町、上郡町、市川町と、我が福崎町を比較しますと、人口は県人口推計表でございますが、猪名川町では人口3万1,714人、議員定数16名、議員1人当たりの人口にいたしましたら1,982人、播磨町は人口3万3,547人、議員定数18名、議員1人当たり1,863人、稲美町は3万1,408人、議員定数16人、議員1人当たり1,963人、太子町は3万3,338人、議員定数16人、1人当たりいたしますと2,083人、上郡町は1万7,022人、議員定数12名、1,418人、市川町は1万3,587人、議員定数14名、849人です。福崎町では2万618人、議員定数18人、1,145人となっております。

福崎町では、市川町を除く5町に比べて人口当たりの議員定数が多いのではないかと。5町では、この議員数でも特に問題なく議会が運営されています。議員の数が少なくなれば住民の声が届かない。議会が活性化しないとの議論もありますが、今日の情報社会ではインターネットの普及により、住民から議員へ、住民から直接町長への声も届いているのが現状であります。

議会では議会改革としてホームページの充実を行い、来年度に向けては、さらに議会と住民の距離を縮めるべく議会内のライブ中継を行う予算要求をしており、議員の質の向上と議会の活性化に努めていきます。

住民からの声としては、区長会からの2名の削減の要望、また、総合計画策定アンケートの自由意見欄に議員削減の意見もあり、住民の声は、いまや議員定数削減へと感じられます。

また、町も平成17年度作成の第3次行政改革大綱のもとに新たな指針を設け、経費の削減、事業の見直し、職員の管理給与の適正化に努められております。私たち議員もみずから率先して議員の定数の適正化を図り、範を示さなければなりません。

よって、議員定数18名から2名削減の16名に対する条例改正に議員各位のご賛同を得ますようお願いしまして、私の賛成討論といたします。

議長 ほかにございませんか。

7 番 最初に、傍聴にお越しくださっております区長会の皆さん、遅くまでお付き合いをいただきまして、本当にありがとうございました。

日ごろ我々の福崎町議会の活動に対し、支えていただきまして、本当にありがとうございます。

議会だよりの配布等も、皆さん方のご協力なしにできないわけでありまして、さらに今回は、またこの議会から議会の日程表等を区長さんをお願いをして、各地域に掲示していただくというご無理をお願いいたしましたけれども、快くお引き受けをいただきまして、本当にありがとうございます。

そうして、今回はまたこうして議員定数の問題について、ご提言をいただきました。移り変わる経済や社会の情勢と言いますけれども、議会とは一体何か、あるいは議員の役割とは何かということを我々議員自身にも、もう一度考えさせる、そういうきっかけをつくっていただきましたことに心よりお礼を申し上げます。

さて、私は、先ほど石野議員が反対討論で述べたのと同様の趣旨でございますので、中身については余り繰り返しませんけれども、議会が生まれた根本というものから、やっぱり議会とは何だろうというところから原点から皆さんと一緒に考えたいという訴えをビラなり、あるいは街頭を含めて議会の中でもやってまいりました。少数の人間によって政治を動かすのではなく、必要な数によって代表を選んで行うというそういう民主主義が保障されなければならないと思うのであります。ゆりかごから墓場までという言葉がありますけれど、すべての住民の生まれてから亡くなるまでの一生の毎日の仕事が全部町の政治とのかかわりであります。

いくら私は政治が嫌いだ。選挙なんか行ったことがない、こんなことを言ってみても、政治の枠から離れて生きることはできません。そういう意味から、福崎町の町の予算や毎日の仕事も町民1人1人の皆さんの毎日の生活にかかわっております。中身は詳しく言うと時間が長くなりますので避けますが、そうした町政のあり方を決定するという。町長は案を立てて議会に提出をいたしますが、決定をするのは議会の仕事であります。決定をしたことを町長が正しく執行しておるかどうかなということを確認する、これもまた議会の仕事であり、そうしてまた、日常的に高岡地域から八千種地域まで幅広く町民の皆さん方の声を吸収して、そうして次の改善に役立てていくために議論をする、これもまた議員の重要な役割であります。地方分権でますます仕事が広がり、多岐複雑にわたっておる中で、議員のただチェック機関というよりも政策能力の向上ということも叫ばれておる状況であります。そういう中で考えてまいりますと、大きな自治体、小さい自治体にかかわらず、それぞれの分野の問題を決定するということは、そういう意味から言いますと、2人や3人で物事が決定してよいというものではございません。そんな意味から、現在の三つの常任委員会を維持するということは必要であり、一つ一つの委員会に適正な人数を確保しながら、先ほど言いましたような団体意思の決定、機関意思の決定を行っていくということは、これは重要な問題であります。そのために今の18というものは必要な数だと私は思っております。

歴史を見ましても、福祉や暮らしがおびやかされていく。欲しがりません、勝つまではと言われた時代、そのときは戦争反対も、あるいは自由ということも言えませんでした。そういう中で、戦争という危険な方向に突っ走っていききました。

民主主義が保障されるということと、暮らしを守ることと、平和を守ることとは、これは一つの問題であります。今の政治の流れの中で、非常に私は危機感を持っております、その意味で。バスに乗りおくれるなということで、かつて合併の問題がありましたけれども、合併をしたところがどんな目に遭っているか。財政危機に陥り、そうして各地域で役所やら学校などの統廃合が行われ、住民が不便で困っている、そういう状態が今あらわれておるではありませんか。そんな意味で、どこでもやっておるから減らせという全体の流れに乗りおくれるなという議論にはくみすることはできないわけでございます。

議会とは何か、議員の役割とは何かということをもう一度、私自身今回の件

で改めて考え直しまして、そしてやっぱり今の１８というのは必要ではないかと思ったわけでございます。

既に全員で構成する特別委員会で決定をみておりますので、本日の本会議での議決はその再確認ということになります。委員会は２名欠席の１５名で採決をしたという状況でございましたけれども、大勢は本日採決をしても変わらないだろうと思います。１人１人の責務が重くなっていくという状況の中で、改めて私たち全力を挙げて町民の皆さん方の負託にこたえていくという決意も含めて披瀝をいたしまして、議員定数を１８としていくという立場を改めて表明をさせていただき、そうして区長会の皆さんにも今後とも福崎町政と町議会を支えてくださいますようお願いを申し上げます。

一言だけ言わせてください。

二度にわたって議会から区長会に話し合いをしたいという申し入れをいたしましたが、断られました。単なる議員定数の問題だけでなく、町政の各般の問題について、それぞれ住民代表として大変苦勞をしている、そういう者同士が胸襟を開いて話し合いをして意見交換をする、そういう場があってもよかったのではないかと、そのことだけが私はこの半年間の取り組みの中で心残りでございます。今後ともよろしくお願いをいたします。

議長 ほかにございませんか。

１ ５ 番 失礼をいたします。

議員定数削減に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成の大合併や自治体の財政難などを背景に全国的に議員定数削減が進んでおります。参考までに、少々古いのですが、平成１０年１０月１日現在の自治省の調べでは、法定定数約８万６,０００人に対し、条例定数は約６万４,０００人と自主的に約２６％減少させているという記述がございます。

ところで、いつの時代でも議員定数削減につきましては、賛否ともが正論と言っても過言ではないと申せましょう。また、その時代により社会状況、住民のニーズに対応するべき問題でもあり、議会と住民の意見によって決する重要な問題であろうと確信をしております。

さて、私は、平成９年５月から議員の末席をけなしつつも、議員定数削減に及ばずながら頑張ってきたつもりでございます。平成１１年にアンケート調査、平成１６年後半に署名運動を一部の方の協力のもとで実施をいたしました。平成１７年４月の実施の町議選では削減は見送られてしまっただけに、私といたしましては、何としても２ないし４名の削減を成功させたいとの願望を住民に訴えております半ばに区長会から定数削減の要望書が届きました。それから議会では体制を整え、やっと９月１８日、議員定数調査特別委員会が開催されました。

反対意見は、地方分権の時代となり、行政の仕事が増加している。削減すると住民サービスの低下につながる。工業団地との公害防止協定等の関係も視野に入れると議員の職責は大である。区長会の席上、町長は削減しないとの発言をされているのになぜか。既に定数削減した町議会の調査を十分行うべきであるなどの意見が出されたのでありますが、最後の反対意見につきましては、要望書が届いてから約５カ月近くなるにもかかわらず、この間に議員に調査をする気持があれば十分調査はできたはずであります、いかがでしょうか。

また、賛成議員の意見は、情報社会の時代であり、削減は可能である。住民の要望を真摯に受けとめ、真剣な取り組みをするべきである。行政改革の上から考えて、時代の流れであるなどが賛成議員からの意見であります。

先月２６日の神戸新聞の記事によれば、定数削減が議会の強化につながると
いう意見もあり、また、削減の目的をコスト削減ではなく、町議の質を向上さ
せるためとするなどのメリットが掲載されておりました。

いろいろ申しましたが、アンケート結果や署名がすべてとは申しませんが、
総意とは大差ないと信じるものでございます。住民納得の町政を私は政治信条
としております点から申しまして、議員定数削減はやむを得ないところであろ
うと思うのであります。また、常に町長は、住民こそ政治の主人公と申されま
すが、私も全く同感でございます。

ここで私の残念な思いを正直に申しますならば、区長会から議員定数削減要
望をお受けするまでに議員みずからが行っておれば、削減の値打ちが大きく違
ってくると考えれば考えるほど残念でなりません、これも私を初め、賛成派
議員の力不足とあきらめざるを得ないのでございますので、今さら理由と云々
するべき時でもないのではとも考えております。

以上で、私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同を賜りますようお願い
を申し上げます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

発議第４号、福崎町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例につ
いて、本案に対する議員定数調査特別委員会は、原案のとおり可決するであり
ます。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、発議第４号については、原案のとおり可決することに決定をいたしま
した。

続いてお諮りします。

さきに報告のありました道路線等級調査については、委員長報告のとおり承
認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり承認されました。

以上で、本定例会に付議されました案件で審査報告のありました討論・採決
等を終結いたします。

しばらく休憩いたします。再開は１６時といたします。

◇

休憩 午後３時４５分

再開 午後４時００分

◇

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、お諮りをいたします。

議事日程の追加でございます。あらかじめご了承をいただいております追加
議案の上程でございます。

議案第９１号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、所
定の手続を経て議長あてに提出されております。

よって、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第91号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とすることに決定いたしました。
しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後4時01分
再開 午後4時02分

◇

議長 会議を再開いたします。
それでは、上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。
町長 追加議案の説明をさせていただきます。
議案第91号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案をさせていただきます。
概要は、平成20年12月5日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成21年1月から産科医療補償制度の創設により、出産育児一時金を改正するものでございます。
詳しい内容につきましては担当課長が説明をいたしますので、どうぞご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願いをいたします。
議長 ただいま町長から上程議案に対する大要の説明が終わりました。
それでは、議案第91号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたで、さらに本案に対する担当課長の詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第91号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成20年12月5日に健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成21年1月1日から施行されることに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、平成21年1月より産科医療補償制度の創設により、出産育児一時金を改正するものでございます。この制度は、分娩に関連して発生した重度脳性まひの赤ちゃんが速やかに補償を受けることができることに加え、原因分析の実施等による産科医療の質の向上を通して、安心して産科医療を受けられる環境整備を目的として創設されました。

資料3ページの概要、4ページの案内をご覧ください。

補償の対象は、出生体重2,000g以上かつ妊娠33週以上で出生した赤ちゃんに、身体障害者等級1級または2級相当の重度脳性まひが発症した場合に補償の対象となり、補償金額は一時金600万円、毎年定期的に120万円を20回に分割し2,400万円、総額3,000万円の補償金が支払われます。

この制度の運営組織は財団法人日本医療機能評価機構が行い、分娩機関の加入手続や補償金支払い等の制度運営業務を行います。制度加入状況は、12月2日現在、兵庫県内で139の分娩機関が加入し、加入率は93.5%となっております。保険の掛金は1分娩当たり3万円で、分娩機関が負担しますが、その負担に伴い分娩費の上昇が見込まれることから、出産育児一時金が改正され

ることになりました。

それでは、条例の一部改正についてご説明いたします。

資料１ページの新旧対照表をご覧ください。

第１０条第１項の出産育児一時金ですが、ただし書を追加し、町長が健康保険法施行令第３６条ただし書の規定により必要があると認めたときは３万円を加算するものとします。

施行令３６条ただし書の規定は、資料３ページにお示ししておりますように、産科医療補償制度に加入する分娩機関で分娩された場合に現行の３５万円に３万円を加算し、３８万円を支給するものです。

第２項は、第１１条を次条に文言を訂正するものです。

附則としまして、この条例は平成２１年１月１日から施行するものです。

また、経過措置として、この規定は平成２１年１月１日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例によることとするものです。

出産育児一時金の増額に要する費用は、当初予算の範囲内で賄える見込みのため、補正予算は計上しておりません。

以上、ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。

それでは、これから質疑を受けてまいります。

議案第９１号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

１ ０ 番 確認をちょっと一点させていただきますが、私どもですと孫に関係してくるようなことになってくるんですが、この出生という条件、出生してこれを補償されるのかということと、それと生存、例えば出生して１週間だけですぐ、申請されたけども亡くなられたとか、そういう生存との関係はどういう状況になっておるか聞かせていただきたいと思います。

健康福祉課長 この補償にかかります内容につきましては、審査機関がございまして、厳正に審査をされることになります。認定をされますと、原則としまして生死を問わず２０年間の分割金を含めて３，０００万円の支給となります。

１ ０ 番 今の説明では、生死を問わず２０年間と言われましたが、その辺を確認だけさせていただきます。

健康福祉課長 この補償金につきましては、一時金が６００万円と分割金２，４００万円となっております。この分割金につきましても生死を問わずに、認定されれば定期的に支給されることになります。

議 長 ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上で、追加議案に対する質疑を終結いたします。

これから討論・採決に入ります。

議案第９１号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第９１号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第91号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、追加上程されました議案に対する審議が終了いたしました。

日程第4 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査等の申出であります。
お手元に配付をいたしておりますように、各常任委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長あてに提出されております。
事務局に一括して朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、それぞれの申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査等申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定をいたしました。
しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後4時16分

再開 午後4時16分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第5 一般質問

議 長 次の日程は、一般質問であります。
今回の一般質問の通告者は11名であります。
それでは、日程により通告番号順に一般質問を受けてまいります。
1番目の通告者は、松岡秀人君であります。
1. 教育行政について
以上、松岡議員どうぞ。

松岡秀人議員 議席番号13番、松岡秀人です。議長の許可を得、通告により一般質問をさせていただきます。

ことしも12月になり、残りも2週間余りとなってまいりましたきょうこのごろではありますが、きょうは、早朝より区長さんがたくさん傍聴にお見えになり、また、質疑、議論等も非常に伯仲しており、修正動議、あるいは付帯決議と変化に富んだ議会であったように思われます。すべての報告、議案も無事議決され、皆さんも大分お疲れごみだと思っておりますが、もう少しだけおつき合いをしてもらいたいと思っております。

それでは、教育問題で、最初は学校教育、続きまして社会教育の方へいきたいと思っております。

まず、今よく話題にのぼっておりますのは、特に中学生の非行問題ではなかろうかと思っております。先般の総務文教常任委員長報告でも西中事件として報告にあがっておったと思うんですけども、何も西中、東中どちらを差別するわけじゃないんですけども、中学生がことしに入って3名も逮捕されていると。

この１年間に３名というのは、非常に多いと思っておるんですが、教育長としては、この件に関してはどういうお考えを持っておられるのか、まずそこからお答えをいただきたいと思います。

教 育 長 大変遺憾でありまして、このことにつきまして重く受けとめております。日ごろから人間的な触れ合いに基づく生徒指導に努めまして、互いに支え合う仲間づくり、学級づくりなど好ましい人間関係を築き、また同時に、社会のルールとかマナーを身につけるなどの社会性を育てる指導に努めておるところであります。まことに残念であります。皆さん方にご心配をおかけいたしまして申しわけなく思います。

松岡秀人議員 いつも何かあってはそういう答弁だとは思いますが、この１０月１５日、西中の生徒が逮捕されたと新聞等で報道されましたが、そのときの状況をできれば少し詳しくお話願えればなと思いますが、課長の方からお願いいたします。

学校教育課長 今ご指摘の１０月１５日の件ですが、１６時４５分ごろ、町内のコンビニエンスストア駐車場付近で、西中生徒Ａが県立高校の生徒Ｂがにやにやしていると、その態度に腹を立てまして、その県立高校の生徒のほおをなぐっております。近くにいました高校の友達が警察に通報し、警察官が来て、その西中生徒Ａが、なぐったという事実を認めたため逮捕されております。

その後、西中校長は高校へ出向きまして、謝罪をいたしまして、今後の指導に対する方針等を確認して帰ってきております。

１６時４５分ですが、その日の朝、９時３０分ごろに西中の駐輪場で西中生徒同士、ＡとＣがけんかをいたしまして、間に先生が入りけんかをとめております。その後、Ａは落ちつきましてので給食を食べまして学校を早退したということが一連の流れでございます。

松岡秀人議員 その説明を聞きまして、午前中けんかをして、学校を早退した。事件が起きたのが４時半過ぎ。なぜ早退をとめることができなかったのかなと思う。私は、この結果論に基づいて質問させてもらっておるんですけども、もしこの生徒が早退をしなかったらこういう事件は起こらなかったであろう。なぜその時点で子どもが早退するのを体を張ってでもとめようとしなかったのか、その辺のところを教育長としてどういうふうにお考えですか、答弁を求めます。

教 育 長 今、課長が説明しましたように、午前中こういうけんかをしまして、制止したあと、生徒指導部長、学年担任とかいろんな教員が指導いたしました。もう十分にクールダウン、冷静な心境になりましたので給食を食べました。まさかこういうふうは無断で早退するとは思わなかったようであります。

体を張ってでもというご質問であります。そのことについては、こういう状況で本人のこういう心の状態になりましたので、そこまではやっていなかったようであります。

松岡秀人議員 やってなかったじゃなくて、やはり学校へ、小学校でも中学校でも一緒ですけども、一たん登校すればよほどのことがない限り早退というのは認められないと思うんですね。それを簡単に早退している。そこに教育的な指導というんですか、校長、学級担任、いろんな先生がおられると思うんですけども、結局、非常事態というのは危機管理ですか、管理というのが全くなっていないと思うんですけども、その点はどうお考えですか、教育長。

教 育 長 ご質問のとおりであります。なかなか生徒指導を十分受け入れてくれない生徒が数人おりまして、今、ご質問どおりのような指導ができないのが何人かおりまして、現状は今言ったとおりであります。

松岡秀人議員 それでは続いてお尋ねしますけども、その１０月１５日に生徒が逮捕された。

そのときに、学校として緊急の職員会議、あるいはPTA総会なり、そういう対応策はどういうふうにいつごろとられたのか、その辺からお伺いしたいと思います。

学校教育課長 まず、私どもの教育委員会ですけれども、10月24日に委員会を開いております。その中で出たことは、校長がそういう逮捕者が出たということを重く受けとめ、やはり異常だという認識をすべきであるという話が委員の方から出ました。それとあわせまして、PTAとか学校評議員、こういった方の力を借りて正常化に努めるべきであるという意見も出ております。要旨ですので、ほかにもたくさん出ておりますけれども、そういったことでございます。

それとPTAにつきましては、10月29日に会議が行われておりまして、その中で出たことは、このたびこういった不幸な出来事が時間外にあったんですけれども、時間外の生徒の行動までは学校としては対応できないんじゃないかという声も出ております。それと学校内では先生方は、一生懸命取り組んでいらっしゃるという一定の評価も出ております。あわせまして、親が中心となって組織づくりもしていったらどうかということになっております。

学校におきましては、10月29日に教職員の会議がございまして、我々教職員は精いっぱい対応している。しかし、その結果で学校がいいとか、悪いとか評価されるので大変残念である。あわせて反省もしているということでございます。

それと学校評議員、これも10月31日に開催して、保護者の力を得る取り組みをすとか、それとかリーダーの育成も大切であるということで話し合われております。

松岡秀人議員 事件が起きたのが10月15日、教育委員会が開催されたのは10月24日。これ、事件起きてから教育委員会の開催まで9日間ほどかかっておりますけれども、危機管理として少し長過ぎるんじゃないか。事件や事故が起きたら即対応できるものだと私は思っていたんですけども、今お話を伺っていますと9日間、約10日かかっている。これは一体どういうことか。なぜこういう対応が後手後手と遅くなっているのか、その辺のことの詳細な説明を求めます。

教 育 長 言われるとおり、遅かったということは反省をいたしております。

この件につきまして、今までいろんな非行の事実、問題行動等がありまして、もしこういうことがあれば、今までどおりの対応をするようにと、校長と私は話しております。学校としては即対応してくれました。教育委員会等がその他の会合を招集したのが遅かったことについては、反省いたしております。

松岡秀人議員 反省はいいと思うんですけれども、この学校評議員会という組織は、西中も東中もどこの小学校にもあると思いますが、これはどういうことをやっているんですか。地域の力を借りてやる学校評議員会って学校を評価するだけの組織ですか。その辺を詳しく教えてもらえませんか。

教 育 長 その制度につきましては、地域住民から多方面にわたる意見をいただきまして、校長が学校経営に生かすという制度でありまして、平成12年だったと思うんですが、制度化されました。

松岡秀人議員 それは今、教育長の言葉で学校経営ということがありますが、学校経営とは一体どういうことなんでしょうか。

教 育 長 学校経営、生徒指導、教科指導、その他全般について経営をすることです。

松岡秀人議員 その学校経営がなっていないから、こういういろんな問題がたびたび起こるのかなと思っているんですけれども、現在、中学生、小学生は、携帯電話、これに

については、小学校、中学校に持ってきてはだめという禁止事項になっておるのか。持たしてもいいのか、その辺のことを課長の方から答弁求めます。

学校教育課長 携帯電話につきましては、町内の小・中学校とも、原則、学校に持って来ないようにという指導をしております。

ただし、身体上の理由とか、緊急的、そういったことで保護者の申し出により学校が許可している場合がございます。基本的には持って来ないようにという指導をしております。

松岡秀人議員 そうしたら、ある住民から、私小耳に挟んだんですが、中学生が授業中に携帯電話で話しながら廊下を歩いている。そのそばに教師がついている。なぜこういう日常的に摩訶不思議な出来事が起きているのか。こういうことに関して教育長は、学校経営が云々、学校評議員会とか、先ほどの課長の答弁をいただきますと、携帯電話の持込は原則禁止になっております。でも現実的には携帯電話で話ししながら廊下を歩いている。ましてや教師がそばについていてどうにもとめられない。これは一体どう理解したらいいんですか。教育長、答弁をお願いします。

教 育 長 生徒指導で一番大事なことは、全教職員が共通理解のもとで統一した指導が大事であります。このことについては校長会とか年度初めには繰り返し、繰り返し言っていることであります。改めて、このことについて校長を指導いたしました。

松岡秀人議員 どういうふうに指導されましたか。

教 育 長 意思統一をして、統一した指導をせよということであります。

松岡秀人議員 その意思統一して、情報を共有して指導にあたれと、そういうふうに指導されたら二度とこういうことは起こらないと思われませんか。それとも、やはり今までどおり携帯電話で話ししながら、教師がそばについてるという状態になるのか。それはこれから改善されるだろうと思って指導されているのか、その辺の教育長としての考えをご答弁求めます。

教 育 長 こういうことにならないように、これから強く指導していきます。

松岡秀人議員 ぜひこれから二度とそういうことが起こらないように、やはり教育の最高責任者は教育長でありますので、そここのところほんとに肝に銘じて、絶えず現場百回じゃないですけども、現場へ行っているいろんな情報を収集され、住民さん、あるいはPTA、すべてのいろんな方から考えをもらって、やはり福崎町の教育長として学校教育に対して、住民が不安がられないような生徒指導を求めています。

続きまして、中学校で教員等が、病気とかいろんな事情で長期に休まれた場合、臨時講師というんですか、そういう対応はどのようになさっておるのか、教育長、答弁。

教 育 長 まずは郡の中で講師登録表というのがあります。これは非常に数が少ないので、すぐに一杯になるんですが、その次には、中播磨教育事務所の中にも幾つかの講師登録名簿があります。それでもなければ我々かつて教員であった者をずっと探しましてお願いすることになります。それでもなければ本庁の教職員課に尋ねて探すことがあります。なかなかこの裏づけ講師を探すことにつきましては非常に難しいところがあります。今後、いい講師が見つかるように努力していきたいと思えます。

松岡秀人議員 その臨時講師で、例えば代用教員の一番少ない科目いうんですか、どういう科目が多いんですか。わかる範囲で結構ですけども。

教 育 長 まずは技術、その次は音楽というふうに、いわゆる英、数、国、社、理以外の科目については非常に厳しいところがあります。小学校は教科科目がありません

ので割に探しやすいんですが、中学校におきましては、非常に難しいところがあります。

松岡秀人議員　そういう技術、音楽とかいう代用教員の少ない科目の先生をふだんから確保はなかなかできないと思いますけども、できるだけそういう場合には福崎町内の中学校に優先して来てもらえるように努力方求めておきます。

続きまして、これは9月に小林議員の一般質問で、中学生の不登校率というので、兵庫県の19年度の不登校率は2.76%で、本町の中学生徒の不登校率は、4.1%と言っておられますが、実際に人数的にはどうなっておりますか。西中学と東中学校の不登校数の数ですか、率じゃなくて人数を教えてください。課長の方からお願いします。

学校教育課長　2中合わせまして25人ですけれども、内訳としまして、西中が14名、東中が11名となっております。

松岡秀人議員　これは中学生ですか。小学生はどうなっておりますか。

学校教育課長　19年度におきましては、小学生はございません。

松岡秀人議員　それでは、その西中と東中の不登校生、西中学校が14名、東中学校が11名の不登校の原因というのはどういうのが一番大きいと思われますか。課長の方から。

学校教育課長　まず、西中につきましては、家庭の環境とか教育力、それによります発達段階の愛着や指導が不十分であるとか、また、基本的生活習慣に恵まれないために反抗的な行動や不良行動にあこがれまして登校への意識が低い生徒の不登校が多いと感じられます。

また一方、東中は、西中と異なりまして、親の期待を重く受けとめ、柔軟性が弱い生徒が人間関係に疲れ、例えば他人の言動を気にし過ぎてしまうというようなことで、そういった関係の不登校が多く見られます。

松岡秀人議員　不登校の原因は、そういうふうにいるいろいろあるかと思いますが、その対応策というのはどうされていますか。

学校教育課長　校内で十分検討されておりますが、担任といたしましては、家庭訪問をして保護者とか、その生徒本人に会いまして思いを聞いたりしております。

あわせて、不登校相談員におきましては、学校の休み時間に教室を訪問して、声かけとかして面識を持っております。

あわせて、スクールカウンセラーと相談をしながら解決策を検討し、対応しておるということでございます。

松岡秀人議員　その家庭訪問ですけども、不登校の生徒に対して家庭訪問は、週に1回か10日に1回か、月に何回ぐらい家庭を訪問されているのか、わかれば答弁お願いいたします。

学校教育課長　せんだって、西中の教職員会議がございまして、その席上、教育長と私、出席したんですが、その中で先生がおっしゃるには、どの子に何回という話ではなかったんですけども、延べにして240から250回ぐらい、家庭訪問した、そういう発言がございました。

松岡秀人議員　延べで240回ぐらい家庭訪問したと。その成果はどういうものであったのか。例えば家庭訪問を何回も何回も生徒のところ行く、そのうちの何人かは登校するようになったとか、何回行っても効果がなかったとか、そういうことも検証されておりますか、どうですか。

学校教育課長　もちろん相手もございますので、家庭訪問したからといって即効的に、表に出てくるものではございませんけれども、ただ、学校、保護者、本人、そういった共通の認識を持つということで家庭訪問は欠かせないものと思っております。

て、一定の成果が上がっておると思います。

松岡秀人議員 その成果が上がっておれば、その成果を重要視されて家庭訪問をどしどしとやって不登校の生徒を少なくしていったらいいと思います。

つい最近ですけども、福崎小学校の低学年の子がたばこを吸っているということを耳にしたんですけども、教育長、ご存じですか、どうですか。

教 育 長 この子につきましては、そういうことがわかりまして、校医さんの指導を受けて、今はもう治っておると思います。

松岡秀人議員 小学校何年生でしたか、おわかりですか。

教 育 長 1年生だったと思うんですが。

松岡秀人議員 1年生の男女と6年生の男の子らしいんですけども、やはり小学校1年生からけむりを出すというのは、ほんとに異常だと思うんです。親がどういうふうな感じで育てておられるのかそこまではタッチできないけども、学校として先ほど教育長がおっしゃられたように、やはり保健の先生とかそういう校医さんから絶えず健康管理に十分に留意されるように求めておきますが、どういうふうに処置されるのか考えておられるのか。

教 育 長 この子につきましても、学校の中で先生がニコチン、たばこのにおいを発見いたしましたしまして、そういうことがわかった次第であります。常に家庭と協力してこういうことのないように十分に指導していくつもりであります。

松岡秀人議員 やっぱ非行は小さいうちに芽を摘んでおかないと、だんだんと取り返しのつかないことになってしまうおそれがありますので、その辺も十分によく気をつけてもらいたいと思います。

このたびの補正予算で、東中学校の介助員をつけていただきまして、ほんとにありがとうございます。金額は幾らでしたか、課長さん。

学校教育課長 12月から来年の3月までで、43万円でございます。

松岡秀人議員 12月から3月までで43万円ということは、年間通せばざっと130万ぐらいの計算になるかとは思いますが、私、以前の議会で、東中学校の筋ジムの生徒に階段昇降機の設置を求めたことがあるんですけども、現在、大分症状が進んでおりまして、だんだんと筋肉が固まってしまふ。年間120から130万円、私、中学校で見積書をもらってきておるんですけども、階段昇降機というのが、税込み、本体と予備バッテリー、駆動用ベルト一式すべてかけて146万9,580円という見積書、ざっと150万弱ですけども、この金額で階段昇降機というものが買えるそうです。

介助員をつけてもらった上に、また、階段昇降機ということは、私も今、財政が厳しい折、そう無理は申しませんが、検討はしていただけるのか。いや、もう介助員を現在つけているから階段昇降機は要らないだろうと思われるのか、やはりどういう子であろうと教育を受ける権利は皆平等であるから、それなりに交付税がたくさん入ったときにはやってやろうかなと考えられるのか、その辺のお考えを教育長、答弁お願いいたします。

教 育 長 昨年度その階段昇降機の業者に来てもらってやってみたんですが、非常に利用しにくいキャタピラ式の階段昇降機でありました。このことについて、まだ本人やお母さんもよく知りませんので、もっといい階段昇降機がないものかと思えます。症状の進み方を見ますと、いずれそういうことも検討しなければならないと今、思っております。

松岡秀人議員 症状が進む、ほんとに固まってしまふまでに、やはり前向きな検討を強く求めておきます。

そして続きまして、去年の年末の議会で、田原小学校の体育館の耐力度の検

査を受けてもらいたいと。ことしの予算には一応計上はしてもらってありがたかったんですけども、その入札が不調に終わっていると、この前産建の委員会で知ったわけなんですけども、なぜ不調になったのか、その原因をまずお尋ねいたします。

まちづくり課長 耐震診断につきましては、町営住宅も含め、昨年度2回、本年度2回やったんですが、これまでお答えしていたとおり、建物の構造計算の技術者不足ということで、いろいろ相手を変えて入札するんですが、結果として落札をしないということが続いております。

松岡秀人議員 ということは、町の見積予算と業者の入札価格の開きが大きいのか、それとも先ほど言われたように、技術者、免許を持っている人が少ないのか。少なくとも、やはり安心・安全のために少ないからできないだけではないと思うんですけども、この辺はどういうふうにお考えですか。

まちづくり課長 この件については、全国的な傾向であります。これも補助をいただいてやる関係上、県の担当課にも出向きまして相談にも応じていただいておりますし、今度こういった方法が早期に診断できるのかということで今、検討をしているところでございます。

議長 質問中でございますが、あらかじめ時間の延刻をいたします。

松岡秀人議員 こういう教育施設、あるいは町営住宅等、多くの住民さんが使われるので、やはり早急に前向きな検討、対応を求めておきます。

続きまして、社会教育の方に移りたいと思うんですけども、平成19年度の決算審査意見書の中で、過去に高額な町史を大量に印刷しているが、大半が在庫として残っている。その後、1年が経過しても特に変化がない。これは一般向けするものでもないの、町内で活用するような処分策を検討されたいとありましたが、その後どういうふうに検討されて対応されているのか、現在までの状況をお答え願えますか。

社会教育課長 町史の処理とか処分方法なんです、販売促進を図るということで、特に秋まつりのイベントとか歴史民俗資料館で行います講演会等で、販売努力をしております。

また、本年度につきましては、特に、町の歴史を知っていただくということで、福崎町の職員、また、議員の皆様方にもご協力いただきまして、販売を進めております。

また、近年、特に兵庫県史とか、そういう自治体史を作っているんですが、その辺の動向も参考にいたしまして、公共機関への寄贈も考えているところでございます。

松岡秀人議員 現在の残冊数、町史第1巻から第4巻までであろうと思いますが、何冊ほど在庫があって、その合計金額は幾らほどになっておりますか。

社会教育課長 現在の残冊数は、1巻から4巻まで全部入れまして5,762冊残っております。額にいたしましたら、全体で2,634万9,000円となります。

松岡秀人議員 その決算審査から現在まで何冊ほど売れましたか。

社会教育課長 72冊売れております。

松岡秀人議員 この前の秋まつりでは何冊ぐらい販売されましたか。

社会教育課長 5冊でございます。

松岡秀人議員 5冊でも、売れないよりも売れた方がいいに決まっておるんですけども、公共機関等、いろんなところに寄贈も考えておられるということなんですけども、定価どおりには売れないと思うんです。それも安くして売ったら、前購入した人が、なんでこないに差が出てきますねんと。その辺のこともよく考え、頑張

ってもなかなか売れないとは思いますが、持っとなんかしょうもないし、読んでも、わからない、正味そうだと思うんです、積んで置いとくだけと。思い切って、福崎町がどこかへ寄贈するというふうに新聞とかにPRされたら、また福崎町はそこでネームバリューが上がる可能性もあるかもしれませんので、よそへどんどんと寄贈して、福崎はこういう町やと。柳田國男、三木家ともちむぎの町ということをどんどんと宣伝していつてもらいたいと思っております。

続きまして、吉識雅夫科学賞というのが本年度から創設されておりますが、これは何の目的でやられておるんですか、答弁を求めます。

社会教育課長 ご承知のとおり、吉識雅夫氏は、柳田國男先生と同様、文化勲章の受賞者でもあります。

このたび、その吉識雅夫科学賞を創設いたしましたのは、小・中学校の子どもたちに科学を知っていただくということで、夏休みの課題として、1年間通してということにもしておるんですが、特に夏休み期間中ということなので、このたび吉識雅夫科学賞の受賞が決まったようなことになっております。

松岡秀人議員 総務文教の報告を見ておりますと、小・中学校からの応募作品40点を審査、というふうに記述してありましたが、これを小学校4校と中学校2校別に、どの小学校から何件の応募でというのがわからないですか。どうですか。

社会教育課長 手元に学校別の資料を持っていないんですが、当初40点ということでしたが、最終的59点出てきまして、それで審査して決定をしております。

松岡秀人議員 その詳細、例えば田原小学校から何件の応募というのは、後で教えてもらえたら結構かと思えます。

これで小学校の部では川端伸明君、高岡小学校6年生、七種川の地質という題でされておるんだと思うんですけども、大体どういう感じのものですかね。私ぱっと題だけ見てもわかるような、わからんような。わかる範囲でいいですからどういうことをやったのか、大まかに教えてもらえれば。

社会教育課長 弘法大師のゆかりの地ということで、特に七種川にはいろんな岩石がございまして、その岩石の標本なり、研究したことを作品として提出しております。

松岡秀人議員 中学生の部では吉田裕加里さん、東中の2年生は、お茶で燃料電池をつくる実験。お茶で燃料電池と言われてもすぐぽっと浮かばないんですが、これも私の頭でわかる範囲でちょっと教えてもらえませんか。

教 育 長 中学生にしてみても非常に高度な内容でして、イオンの概念と電気分解の概念を用いて自分で研究したものであります。非常にすばらしいとは思いました。

松岡秀人議員 吉識雅夫科学賞が本年度から創設されているので、柳田國男民俗学賞というものもつくられたらどうかなと思ったんですけども、教育長どうですか、そういう検討は。

教 育 長 柳田國男先生につきましては、顕彰記念館というのがありまして、吉識雅夫先生はそれがありませんでしたので、今回こういうふうにおくればせながら小さい事業であります但し設けました。柳田先生については、今のとおりやっておりますので、そのことについてまた要望が強ければ考えてもいいと思えます。

松岡秀人議員 どちらも文化勲章を受章されておりますので、顕彰館があろうとなかろうと、そういうこともされたら、またこの小さな福崎町からでも文化勲章、あるいはノーベル賞を受賞するような子どもたちがでることを期待いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

議 長 以上で、松岡秀人君の一般質問を終わります。

次に、2番目の通告者は、難波靖通君であります。

1. 防災について

２．教育委員会について

以上、難波靖通君の一般質問お願いいたします。

難波靖通議員 議席番号２番の難波靖通でございます。通告順に従いまして、一般質問をいたします。

きょうは、早朝から大変長い一日になっております。手短に申し上げたいと思いますので、また、回答の方も要点だけで結構ですので、前置きやその辺は要りませんので、その点、よろしくお願い申し上げます。

まず一点目の防災について、町の方針をお願い申し上げます。

今、ちょうど総合計画の後期計画をつくっているところでございます。そういった中で、南海地震、特に山崎断層を中心にしたそういった地震災害が４０年から５０年以内に必ず起きると言われています。備えあれば愁いなしと言われることから、町の防災に対する考えを、町長か副町長、どちらかお願いします。

町 長 当然、防災対策については万全を期すという立場で取り組んでおります。

しかし、それに対して、なかなかいつ起こるかわからないというだけに、きちっとしたお金までつけてどうこうという形にはなっておりませんけれども、そういう備えは、お互いに住民の意識の啓発という面と、そして具体的な内容、両面にわたって記述するように努力をしているところでございます。

副 町 長 年が明けますと１月１７日、防災とボランティアの日、いわゆる阪神・淡路大震災の日であります。これらを踏まえまして、それぞれで、危機管理という意識を持っております。当然大きな防災訓練等々やっていきたいわけですが、なかなかそういったようなものに取り組むことはできかねている状況であります。これらについても今後は検討を加えていかなければならないということでもあります。

防災計画を含めまして、図上訓練でありますとか、そういったようなものにも取り組んでまいりたいと思っております。

難波靖通議員 南海地震、また山崎活断層による地震が発生した場合、当町においては何名ぐらいのどれぐらいの規模の災害が発生をするという想定をされておるかお尋ねを申し上げます。

住民生活課長 福崎町地域防災計画では、本町の避難者数は９，０４５人を想定しております。

難波靖通議員 全体的なことを少しお聞きいたしました。そういった中で、具体的な計画がされておるのが地域防災計画ではないかなと、思うわけであります。そういった中で、地域防災計画を見ておりますと、実情に合わないところが出てまいりました。今持っておられたら見ていただきたいんですが、４ページの資料３、福崎町防災会議委員名簿、これは平成１８年４月１日現在、議会の備付の資料は、そういった内容になってございます。どうなんでしょう。

住民生活課長 この地域防災計画の見直しにつきましては、ことしも６月ごろだったと思うんですけれども、防災会議に諮りまして、この修正を加えております。

その後、中播磨県民局とか兵庫県の担当課に協議いたしまして、同意をもらわなければならないということになっておりまして、同意をもらうことができたら修正ということになっております。そのため、おくれておるんですけれども、同意が出ておりますので、速やかに差替えを今後させていただきたいと思っております。

難波靖通議員 もう一点は、平成１９年度福崎町消防団分団長名簿や団長名簿が１２３ページか１２４ページにございますね。これについても平成１９年４月１日現在の名簿じゃないんですか。どうなんですか。これが間違っておるんですか。差替え

えはできておるんですか。

住民生活課長 それもまだ差しかえができておりません。今後差しかえる予定でございます。

難波靖通議員 それと、98ページ、第3節、防災資機材の整備がございます。その中で、水防資機材の整備(2)、その中で、また(2)の資機材等の現況ということで、水防倉庫での備蓄状況は47ページに掲げるとおりであるとあります。47ページを見てください。そこにそういった水防倉庫の備蓄状況というのが載っておりますか。

住民生活課長 47ページに資材は次のとおりとするということで載っております。

この地域防災計画は、地震編と風水害編に分かれております。わかりにくいかもしれませんが、真ん中あたりで分かれておりますので、今の話は風水害編の47ページに出ております。

難波靖通議員 先ほどの松岡議員からも、やはり事の運びが遅いという指摘がございましたが、私も同感です。防災会議やる、消防団長の集まりとって、次の引継ぎ者見て電話して通じないですよ。そういうことになれば、すぐに訂正をしていくと。迅速な対応をしないと事故は待ってくれません、災害は。文章一つとらまえて言いがかりかわかりませんが、そういう姿勢でやはり防災対策はやってほしいと思いますが、いかがなものでですか。

住民生活課長 議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、地域防災計画は、この防災会議を6月ごろに開催しまして、その後、この修正案につきまして県の本庁等にも協議をしてまいります。その最終的な同意と言いますと、9月、10月ごろまでかかっているような状況でございます。そういった同意が完全に済んでから全部修正をかけようとするものでございますので、時間をいただいているという状況でございます。できるだけ早く今後は修正ができるように進めてまいりたいと思います。

難波靖通議員 地震による災害で、町では9,045人ぐらいの避難者が出るということでございますが、それに対して防災の備蓄倉庫では、9,045人を想定しての備蓄庫なのか、またこれから先まだまだ不足なので対応をどうやっていくかというようなお話があるのかどうか。

住民生活課長 中播磨、西播磨の広域防災計画でもこの避難者数は9,045人を想定しておりまして、この計画で定められた品目、数量については充足しております。

難波靖通議員 それでは、ちょっと話を変えまして、項目ごとにお尋ねをしてみたいと思います。

AEDを町の方で鋭意努力されて、それぞれの施設に設置を進めておられるわけでありましたが、この後期計画の中で、そういったAEDの設置を既に具体的に何年にどこに設置をしようかなという計画があればお聞かせをいただきたいと思います。

企画財政課長 後期基本計画の中で、ここまで具体的なことはうたいませんが、AEDの設置について今後の具体的な計画というのは、立てておりませんが、今後につきましても不特定多数の方が利用される公共施設、これらにつきましては、順次設置をしていきたいと考えております。

難波靖通議員 まだまだ、たくさん設置されていない施設がございます。財政の許す限り、人の命を守る大切なものでありますのでね、設置を求めていると思います。

ここに一つのデータがあるんですが、救命率、これは1分おくれるごとに10%低下すると言われております。5分が経過すると救命率は50%まで下がる。大体、救急車が現場に到着するまでに約6分、発見から救急車が来るまでに大体11分かかると言われております。通報して、いろいろ状況を説明して、

それで救急車が来るまでに11分かかる。11分かかれば、もうこの方は亡くなられていますね。だからそばにAEDがあって、そして、救急処置をすれば助かる率が高いということですね。だから、そういうことを踏まえて財政の許す限り、鋭意努力をお願いしたいと思います。

私も、せんだって、このAEDの講習を2回目受けまして、非常に大切なものだなと感じております。そういった意味で、ぜひともお願いをしていきたいと思います。

それと、このAEDで処置するのにやはり必要な条件があって、だれにでもつけられないということで、AEDの講習を受けておられる方はここにおられるんですか。総務課長、だれが受けておられます。

総務課長 このAEDにつきましては、講習を受けなくても使用はできるようになっております。機械を開けた中で、その指導に基づいて使うと。ただ、その講習を受けておく方が、よりスムーズに使いやすいく聞いております。これは消防署の指導によって定期的に行っているところでございます。

難波靖通議員 そんな安易に言ってもらったら困りますよ。だれにでもかけられないですよ。小さい1歳未満の子にはかけられないですよ。1歳から8歳までまたパットが違うわけですよ。いろいろ制限があるわけで、生きてる者に対してはかけられないようになっていきます。だけど、この人に掛けないかのかどうかというのは、どうして判断するんですか。意識がある人にはかけられないですよ。

総務課長 議員おっしゃるとおり、今、意識のある方につきましては、その機械が作動しないと、このようになっております。また、開けた中で、その機械自体が指導をしてくれるような形にもなっております。

難波靖通議員 ご存じない方に何ぼ言っても仕方がないんですよ。1歳未満にはかけられません、かけたら痛むようになってくるわけですね。水にぬれた人についてもかけられない、かけたら自分も感電するとかね。毛深い人は毛を剃ってからでないとかけられないとか、そういう注意事項があるわけですね。何でも持って行って、機械があるからそれでええんやと、機械が指導してくれんねんと、そういう安易なものではないですよ。自分も感電する危険性がある。そういったことです。ロビーで人が倒れたからといって、ぱっと持って行って、できるかというたら、万一相手が死亡された場合どうするんですか。

総務課長 そういうことも含めて、今後、定期的な講習を実施していきたいと思っております。

難波靖通議員 そういつつもりで講習会行ってくださいよ。講習会も4時間用と3時間用がありますわ。3時間は一般的なやつで、頻度の高いところについては4時間の講習会を受けると。期間も3年らしいんで、更新、更新で受けてもらわないといかんわけです。これにAEDだけ使ったらいいというものではないんです。心肺蘇生やらないかん。二つ組み合わせて人命救助をやるということですので、AEDを置いとるからAEDだけでよいかというたら、そうではない。だから、救急車がくるまでは、AEDやって、心肺蘇生をやる。息を2回吹き込んで30回心臓マッサージやるということをやっていくということですね。それは保健師やったらご存じかもわからんけども、この中でおられないですか、AEDの講習会受けた方は。

副町長 私も一度は受けましたが、こういう事柄は繰り返し教えてもらおうということが非常に大切かと思えます。そのときにはいろんなAEDの使用に当たっての注意事項とかそういったようなカードはいただいておりますが、なかなか常時携帯するわけにはいきませんので、今言いましたように、庁舎内における講習とかそう

いったようなものがあれば受けていきたいと思います。

難波靖通議員 この間も広報に載っていたと思うんですが、中播消防署の方でも、何名か集まると講習を、出向いてやってくれますしね、よろしくお願いしたいと思います。

総務課長 前にも言ったかと思いますが、今も言いましたように、AEDにつきましては庁舎内含めまして約20カ所について設置をしております、宝の持ち腐れにならないようにということも含めまして、そこの職員に、いつでも使うことがあってはならないんですが、いつでも使えるというような形を整えたいと思っておりますので、定期的に年に一度になるんですが、年が明けましたら、中播消防署にお願いをしまして講習会を開きたいと思っております。

難波靖通議員 これを見ますと、もう既に18年からずっと21年にかけて設置をされてきておるんですが、18年、これ小学校関係に設置をされております。18年から設置された場合、これは、パットは変えられましたか、電極。どうですか。

学校教育課長 そこまでは把握してないんですけども、恐らく変えてないかと。また確認しておきます。申しわけございません。

難波靖通議員 これについても電極のパットは、使用したらそれでだめになるんですけど、使用しなくても1.5年ごとに交換をする、と記載をされております。一回点検していただいて、18年、19年あたりのを確認をしていただいて、適正に機械が作動するようにお願いをしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

企画財政課長 個々の施設について、取替えているかどうかの確認はできておりませんが、基本的には今、ご指摘の1年半ごとに交換するというのは各施設認識をしておりますので、それぞれの施設で交換は対応すると思っております。

難波靖通議員 それと、このAEDを設置されているところについては、点検等はどのようにされておるんですか。

企画財政課長 点検と言いますか、機械そのものが毎日セルフテストという機能を持っておりますので、それで異常があれば赤ランプがつくようなシステムを持っておりますので、その確認は各施設の職員がやっているというところでございます。

難波靖通議員 言われるとおりですが、確認は人間がしないといかんわけですね。だからその辺については、十分そういう施設の管理者がチェックをしておいてほしいと思います。電池寿命もどのような機種を置かれているのか知りませんが、1.5年で電池が切れるというものもあるようですし、また、5年ということもありますので、その辺も十分確認をしておいていただかないと、うっかりということがないようにお願いをしておきたいと思います。

防火管理者について、この中で防火管理者に専任されている方おられますか。牛尾課長お願いします。

総務課長 防火管理者につきましては、この庁舎の防火管理を平成19年11月からしております。

難波靖通議員 他の施設、学校とかいうのは学校の教頭先生か校長先生が防火管理者になっておられるんですか。

学校教育課長 仰せのとおりでございます。若干違う学校もありますけれども、各学校におきましては、ほとんど教頭が防火管理者になっております。

難波靖通議員 防火管理者も大変な仕事だと思います。消防計画をつくったり、また、避難訓練をやったり、初期消火訓練をやったりというようなことでいろいろ仕事の内容があるわけですが、前も言った避難訓練等についてもお伺いをしたことがございます。この庁舎については、牛尾課長が避難訓練もやりますということですが、学校においては、どのような状況になっておりますか。

学校教育課長 各施設、消防設備点検とかそういった点検も行っておりますので、そういった

ときに併用いたしまして防火管理者の方で確認しております。

難波靖通議員 避難訓練等は、ほとんどやってないのではないかなというようなことも思います。できるだけ小学生、中学生あたり、元気な子どもですので、すぐにぱっと逃げるかもわかりませんが、そういったこともやっていただきたいと思います。

また、話戻るんですが、AEDの使用については、講習会等を受けていきたいと、このようなことを言われておるんですが、休日とか夜間ですね、スポーツクラブであるとか、協会であるとか、そういった地域の方々であるとかいう方が、グラウンドであるとか、体育館であるとか、そういったところでスポーツをやられております。そういったときに、緊急事態が発生した場合、中へ入って使うようなことを考えておられるのかどうか。入るにしたらガラスを割らないと入れない、そういったことを具体的に考えておられるのか、考えてないという状況なのかお尋ねをしたいと思います。

社会教育課長 各学校にスポーツクラブハウスがありますが、スポーツクラブにつきましては、それぞれ責任者もおりますので、その方で管理ということになります。ほかの社会教育施設、文化センター等につきましては、そういう消防計画にのっとりまして避難訓練もやっておりますが、スポーツクラブにつきましては、今先ほど申したとおりでございます。

難波靖通議員 我々スポーツクラブもそういったものをリースにするか、購入するか、そういったことも提言をしてまいりたいと思うんですが、やはりスポーツする者は、そういう場面に遭遇することが多いのではないかと思います。

続きまして、耐震診断についてお伺いをしたいと思います。

産業建設常任委員会に町有の建築物の耐震診断状況が提出をされました。また、水道施設について、耐震診断をお尋ねしましたところ、今後計画をしていきたいと、こういったお話がございました。水源地については耐震診断も総合計画の後期計画の中にそういったことがうたってあったように思います。

そういった中で、工事をしている水道管については、耐震設計になっているのかどうか、そういったことは想定せずに従来のまま布設工事がなされているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

水道課長 水道課につきましては、水源地から各配水池といいまして、主要な幹線は現在ダクタイル鋳鉄管ということで、これはレベル2、震度6以上ということになっております。

そして、下水道工事をあわせて行っております配水管の更新ですけれども、これは塩化ビニールという管を使っております。それはレベル1ということで震度5以下という形になっております。

難波靖通議員 鋳鉄管については震度6以上耐えると。何ぼまでですか、わかりませんか。塩ビについては震度5以下ということですね。

そういった中で、多くの水をためておる配水池というんですか、それが福崎町に9カ所あると認識をしておるんですが、そういった中で、配水池について、その地域の方々から、大きなタンクが壊れたらどうなるのかという心配があるんです。それは、震度幾らまでなら耐えられるのか、測定耐震性というようなものはわかるんですか。

水道課長 各山の上の配水池の耐震いくらという形ではわかっておりません。ですが、その施設自体が強固なプレストレスコンクリートでつくっておりますので、かなり大きな地震でも、それが壊れるという心配はないと思います。

難波靖通議員 壊れる心配はないと、強い断言した発言ありがとうございます。

この中で、特に私ども方で、余田の配水池がありますね。あれの下側に小学校

がある。万一あそこの配水池のコンクリが崩落した場合、下の避難している小学校へ丸々いくんではないかという心配があるんですが、どんなものですか。

水道課長 先ほども言いましたように、かなり強固な施設をつくっているということで、その配水池が直接壊れるということとはございません。クラックがいつて水が漏れるということではございますけれども、余田の配水池につきましては、緊急遮断弁をつけております。余田と東部の工業団地、福崎町ではその2カ所です。

それ以外も、基本計画で、設置をするという計画を持っておりまして、配水池が壊れるという心配よりも、むしろそこへ送っている送水管、あるいは配水池から各家庭へ配る配水管、それらが壊れるという心配、それから、それが下流へ流れるという心配がございまして、先ほど言いましたように、余田の配水池は緊急遮断弁で水がとまるという施設でございます。

難波靖通議員 地域の方に、遮断弁があるから水がとまって大丈夫ですよ、コンクリは壊れませんよということですね。

それと、デジタルカメラが設置されたわけでありましたが、実際に本年度デジタルカメラを活用した場面は何回ぐらいありましたか。

住民生活課長 ことは幸いにも大雨がなかったわけではございまして、点検の意味で、2カ月に1回程度、動作確認を行っているという状況でございます。

難波靖通議員 聞くとおっしゃるとおりですと、今、カメラが設置されている4カ所同時に映像が映らないというような状況なんですか。

住民生活課長 申しわけございません。先ほどの質問で、2カ月に1回程度の動作確認と大雨が少なかったということをおっしゃったんですが、9月3日未明に大雨がございました。そのときは、我々連絡をいただいて出動したんですが、その時点では水位が下がっているという状況ではございまして、その時点で事後確認をしたという経過はございます。

それから、今のご質問なんですけれども、4カ所同時に画面が見られないということでございまして、4カ所一度に見るということはできません。

難波靖通議員 4カ所同時に見られる方が、同時に確認できるということで、非常に対応が早いのではないかなと思うのですが、機能的にできないのかどうかお尋ねします。

住民生活課長 これは機能的にできない状況でございます。

難波靖通議員 カメラで撮影した場合、それは記録として残るシステムになっているんですか。

住民生活課長 映像としては記録することはできません。

難波靖通議員 そしたら、その場で消えてしまうということで、これはこのままの状況で置いておこうということではできないということですね。

住民生活課長 映像としては記録することはできません。静止画であればパソコンに取り込むことはできます。

難波靖通議員 そしたら、9月3日については静止画等はあるんですか。それは画面を見るのは、夜はシルバー人材センターの方から来られているんですね。そういった方は、操作には契約の中に入っていないということで、だれか職員が来ていないとできないということですか。

住民生活課長 職員でなければ操作はしがたいと思います。

難波靖通議員 一番最初にそういったことができるのは、夜間に泊まっておられる方かなと思うんですが、契約外のものであれば、いたし方ないんですが、まずその辺の検討をお願いをしたいなと思います。

それと、先ほど9月3日の豪雨の話がございましたが、この福崎町で4カ所床下浸水があったという報告を受けておるんですが、その床下浸水した原因、ハザードマップは大きな川がはんらんした場合はここまでいきますよというこ

とになっているんですが、それ以外のところで、浸水が発生したということですが、その原因については、どのようなことだったのか。

まちづくり課長 福崎町では、短時間に記録的な雨でございました。浸水箇所を見ますと、やはり低地、また、川のそばという箇所で、そういった地形的な原因が一番と思っております。

難波靖通議員 低地であるということですが、それに伴う排水については、やはり地域の方、また自治会の方をお願いして、常に清掃、メンテナンスを地域でやっていただくということを、２２日に区長会がごさいますね、そういったところで反省を踏まえて、地域の方でお願いをするということも必要かなと思うんですが、どうですか。

まちづくり課長 日ごろの、例えば水路の管理というのは非常に重要なことでありますので、次の区長会の総会のときに注意、お願いについて述べてみたいと思っております。

難波靖通議員 それと、田原小学校の前に開発申請がされるということで、地区の皆さんもちょっと雨がたくさん降ったら心配やなということがございますので、それについては、申請が出てきたときに、きちっとした排水対策等の指導もよろしく願います。

まちづくり課長 本申請も出てきております。事前協議も済みまして、本申請が今、最終のチェックをしているところでございますので、十分に審査をしまして、いい事業になるようにチェックをしたいと思います。

難波靖通議員 よろしく願います。

それと、これも過去にお願いしましたが、公衆電話、これはハローページ等を見ましても、災害に強いように設定をされているということがきちっと記載をされております。ピンク電話はあきませんで、現在、福崎町に青い公衆電話は大体何台ぐらいあって、ＮＴＴと残してほしいという話し合いをされたのかどうか、その辺をお願いしたいと思います。

住民生活課長 ＮＴＴに確認させていただきました。町内に公衆電話は４８台ございます。それから、同時に公衆電話の設置についてもお願いはしてみたんですけども、携帯電話の普及によりまして、現在は設置よりも撤去の方向性が高いというようなお話でございました。

難波靖通議員 ＮＴＴ自身がそういったことを前面に押し出してハローページに記載しているわけですから、福崎町としても残していただくよう鋭意努力をお願いします。

それと、隣保で連絡網をつくってはどうか。これも以前提案を申し上げました。これは町長も体験をされたことなんですが、私どもの地域の新しい団地で、長期にわたって家を留守にされた。その間に留守宅で火が発生をしたということで近所の人たちが、水をかけたりしたんですが、中へ入ってそういった消火活動をやっているのかどうか、外からだけではなかなか消えない。中へ入らないと消えないということで、町長も来られて中へ入って、そして消防署の方が消されたというようなことがございました。

そういったことで、個人のプライバシーの問題もいろいろありますが、やはり相互扶助の精神で、三、四軒隣同士は連絡網をつくるというようなことも考えるべきではないかなと思うんですが、いかがなものでしょう。

住民生活課長 隣近所にそういった情報を提供する、共有するということは災害対策だけでなく防犯対策上も有効な手段だと思います。

ただ、それぞれの隣近所、隣保、そういった範疇で対応をとっていただけたらなと思います。

難波靖通議員 これもやはり自治会の問題が大きく絡んでくることだと思います。したがって

て、また区長さんらにそういったところから徐々にお話をしていただいたり、また、地域でそういうことをやっていただく方がおられれば一番いいかなと思います。

それと同じようなことなんですが、高齢者のひとり暮らしの方がおられますね、私どもの自治会でもかなりおられます。そして、高齢者であり、体が少し不自由だというような方もおられるので、それもやはり民生委員さん等はできるだけ行ってくださいよということで、私も民生委員さん等には声をかけておるんですが、こういった隣人の見回り、声をかけあう、こういったことを自治会を中心に防犯・防災、そういった面で、ぜひ進めていただくといったことが必要ではないかなと思います。

それと、以前、機械が個人の動作を記憶して、その動きがないときは行政に通報するシステム、119や110番やそういったシステムがあるわけです。それについても十分検討をしておいてくださいと。一気に導入ということはなかなか難しいわけですが、そういったシステムの導入については、健康福祉課長、何か検討をされておりますか。

健康福祉課長 現在は緊急通報システム、ご承知かと思えますけども、健康に不安のある方には緊急通報システムというものを設置しております。言われましたそういう新しいシステムについては、まだ詳しくは研究しておりません。

難波靖通議員 緊急通報システムというのは、本人にまだ意識があって行動ができるという場合に対応できるわけですが、本人が、ぱたんと倒れてしまった場合は、これはどうしようもない。だれか発見するまでに孤独死というような状況ですね。それが、朝起きて顔洗ってというそういう生活リズムを記憶している。それが、朝起きて来ない、昼もこうだという場合に通報するというシステムです。

それと似たような記事がございましたので紹介をしますと、高齢者の安否、家電で確認というシステムですね。電流の変化で、ひとり暮らしのお年寄りの安否を確認するシステムを電力中央研究所の狛江地区システム技術研究所が開発し、10月から東京都狛江市と共同で実証実験を始めた。このシステムは、テレビや照明、エアコンなどのスイッチを入れたり切ったりすることで生じる電流の変化に着目し、在宅か留守かを推定する仕組み。市は孤独死ゼロを目標に、早ければ2年後から導入を目指していると、こういうシステムを既に2年後には導入されるというような状況でありますので、そういったこともまた研究をしておいていただきたい、このように思います。

続きまして、火災警報器について少しお尋ねをしたいと思えます。

これも以前、松岡議員が質問をされておったわけですが、消防法の改正により全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。新築の住宅は平成18年6月1日から施行、既存住宅は平成20年5月から23年の5月まで、この時期に設置をするということになっております。

しかし、これについては条例の改正をしないとできないということですが、この町の条例を見ますと、これに類するような防火条例、消火条例というのがないと思うんですが、担当課としてはどのように進められる予定か。

住民生活課長 福崎町におきましては、姫路市火災予防条例が適用されることとなっております。そこに記載されております。

難波靖通議員 そうですか。福崎町は、姫路市の火災予防条例を適用するということになっているんですね。それはどの条例に載ってるんですか。

住民生活課長 福崎町の条例にというわけではありませんけれども、福崎町は、姫路市に消防事務を委託しております。従前は中播消防事務組合の火災予防条例を適用して

おりましたが、姫路市に消防事務を委託してからは姫路市の火災予防条例が適用されることとなっております。

難波靖通議員 そういったことがきちっと住民に周知されておりますか。ここにも議員たくさんおられますけど、そういったことご存じの方おられるのかなと思うんですね。どうなんですか。

住民生活課長 消防関係につきましては、姫路市に委託しており、火災警報機についての広報は、住民の皆さんに充分できていると思います。

難波靖通議員 これは消防法の改正によってこういうことになったわけですね。このことを住民に、この条例でこうですから火災警報器をいついつまでにつけてくださいよというような啓発・啓蒙やられていますか。

住民生活課長 町の広報にも載せたこともありますし、姫路市消防局が配布されるチラシ等で広報しているところでございます。

難波靖通議員 そうしますと、これは姫路市の条例によりますと、いつまでにつけるんですか、福崎町は。

住民生活課長 今、議員がお話になったように、２３年５月までに既存住宅にも設置の義務づけがされております。

難波靖通議員 もう一度そういった啓発運動をやってください。

それとそれに伴う補助金ですね、これについては検討をされていないのか。もうそういったことまできちっと対応されておるのかお尋ねをしたいと思います。特に高齢者や障害者ですね。

住民生活課長 安全・安心につきましては、まず自分で守るということが大事なことでないかと思っております。法律、あるいは条例で設置が義務づけられておりますし、警報機自体も量販店等で１個５，０００円程度で販売されているようでございます。今のところは補助金を出すということは考えておりません。

難波靖通議員 もちろんそういう機器の補助もありますけど、取り付けの補助ね。床に取りつけるんじゃない、高いところでしょう。高齢者が脚立に上がってできますか。８５歳や９０歳の方がひどいですやん。そういうことをシルバーに委託をしてやっていただくとか、そういった配慮が必要ではないかなと思うんですね。買ったけど取り付けられないことになる。答弁をお願いします。

健康福祉課長 火災報知機の設置につきましては、購入された電器店等で取り付けという電気式もございますので、設置料を負担すれば可能かと思えます。

高齢者の方でひとり暮らし等の方もいらっしゃいます。そういった方で低所得者については補助金について考えていきたいと思っております。

難波靖通議員 よろしくをお願いします。そういったことのＰＲを兼ねて、こうこうになりましたよ、高齢者にはこういう配慮をしますよというのが、配慮された町かなと思うんですね。そういった広報も一回だけ流しました、それではなかなか通用はしないと思います。

それでは消火器について、これは小林議員が以前に質問をされております。そのとき少し合点がいかんという思いがいたしましたので質問をさせていただきたいと思えます。

点検については、先ほどの防火管理者が、消火器についてはやられておるのか、業者委託なのか、その辺はどうのようになってますか。

総務課長 それぞれの施設におきまして、業者委託という関係で年２回行っております。

難波靖通議員 昨年行われた中で、点検されて問題があったというような消火器はございましたか。

総務課長 問題のあった部分につきましては、それぞれのところで取りかえを行っております。

ます。期限等もございますので、その点検も含めて委託をしております。

難波靖通議員 有効期限というか、耐用年数、それについては異常がなければ使えるんだと、こういう答弁だったように思うんですが、それについてはどうなんですか。

住民生活課長 製造物責任法では8年が基準となっておりますが、点検を行う消防設備士が判断し、それ以上使うことも可能でございます。

難波靖通議員 P L 法、製造物責任法でありますし、高圧容器ですので、8年で交換をしていただきたい。底が腐って抜けると一遍に圧が、ロケットと一緒に、飛び上がるんです。それが顔やあごに当たると死に至ります。消火器というのはそういうものですので、できれば8年で交換をしていただきたいと思います。薬の入れかえもやっておられますか。

総務課長 点検をした中で、交換は行っております。

難波靖通議員 それと、この議場内に消火器はあるんですか。

総務課長 場内にはございませんが、出たところに三つ設置しております。

難波靖通議員 設置基準はご存じですか。

総務課長 消防法に定められた中で、庁舎にもそれぞれワンフロアに三つなし、1階でしたら12基設置しております。

難波靖通議員 そういう基準ではなしに、20m、歩行距離で。だからその範囲に消火器を設置するということが必要なんです。だからここからいったら20mを超えるんと違うかなと思うけれどね。中にあれば、逆に外が燃えておるのに取りに行けないというような場合もありますので、できれば出入り口の方に置くとか、そういった配慮をお願いしたいと思いますし、点検の際、これは消防法による基準できちっと対応してるかどうか、それも業者をお願いをしておいていただきたいと思います。

次、学校関係に移りますが、教育施設の整備で、東中のテニスコートの排水が非常に悪いということで、東側に大きな水路で夏の間は水がいっぱい流れております。それが漏水しておるのかどうかわかりませんが、テニスコートやバスケット、バレーのコートが非常に水はけが悪いと。そういったことでスポーツ公園へテニスをしに行ったりしておるということがあるわけです。このテニスコートの排水について、よろしくをお願いをしたいと思いますが、いかがなものでですか。

学校教育課長 今、ご指摘のとおり、水路も通っておりますので、よく一回現場を見させていただいて調査をさせていただきます。

難波靖通議員 お願いしたいと思います。それと、これは過去からお願いをして予算もついているということなんですが、東中のグラウンドの電気配線、これもまだちょっと未実施のようでございますので、年度末も近いです。残念ながら、ことしの春の大会には間に合わずに、そう要望されたPTAの子どもさんは卒業された。非常に残念ですが、どんな具合ですか。

学校教育課長 遅くなって申しわけございません。これは冬休み中に工事をして完了する予定としております。

難波靖通議員 ぜひともよろしくをお願いしたいと思います。

暴力事件については、先ほど松岡議員が言われましたので、これは割愛をしたいと思います。

それと、学力テストについて、6年生と中学3年生、これを全員受けたのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

学校教育課長 何名受けたかということですが、小学校は、6年生の対象児童数が184名、1人欠席をしております。中学校は、3年生の対象児童数が223名、

欠席が１０名でございます。

難波靖通議員 この公開問題については、橋下知事等もいろいろやっておられるんですが、神戸新聞の記事では、教育長が議会に報告をしたという報道がされておるんですが、議会へどのような報告をされたのか。

教 育 長 平成１９年度の全国学力テストの概要については、総務文教常任委員会で報告をいたしました。今年度につきましては、次の総務文教常任委員会で報告したいと思っております。

難波靖通議員 新聞記事が先走ったということですか。そういうことですね。それと、その分析をされた結果、来年度の教育方針、そういったものにどのように生かすか、そういったことについて教育委員会等で十分審議をされたのかどうか。

教 育 長 この学力テストにつきましては、これを有効に生かすために教育委員会でも議論いたしまして、各学校で課題を明らかにして教育の改善につなげていくように各学校長に指示をいたしております。もう既に各学校で、この２０年度の結果につきまして課題を明らかにして取り組んでいるところであります。

難波靖通議員 先ほどの松岡議員の一般質問も聞いておりましたが、やはりいろいろと暴力であるとか、たばこの問題であるとか、学力の問題であるとか、非常に問題が多いと思います。

しかし、そうはいっても都会に比べればましですよというようなことが言えるのかどうか分かりませんが、教育委員会としてやはり十分そういう討議をしていただく、現場を踏んでいただく。そういった中で教育行政をきっちりとやっていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で、難波靖通君の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議３日目の日程をすべて終了することとします。

４日目、明日は、３番目の通告者は小國正子さんからお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会することにいたします。大変ご苦勞さんでございました。

散会 午後６時１０分